

セコム損害保険の現状 2011

信頼される安心を、社会へ。

SECOM
セコム損害保険株式会社

CONTENTS

はじめに	1
代表的な経営指標	2
用語説明	3
経営理念	4
当社の特色	4
勧誘方針	5
当社の沿革	5
東日本大震災の対応について	6
トピックス	7
CSR（企業の社会的責任）	7
商品の改定状況	8
主な取扱い商品	9
各種サービス	11
保険の仕組み	15
I 当社の概況・組織	20
1. 経営の組織	20
2. 株主・株式の状況	22
3. 役員の状況	24
4. 従業員の状況	25
II 当社の主要な業務に関する事項	26
1. 直近事業年度における事業の概況	26
2. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	28
3. 業務の状況を示す指標	29
1 主要な業務の状況を示す指標	29
2 保険契約に関する指標	32
3 経理に関する指標	35
4 資産運用に関する指標	38
5 特別勘定に関する指標	44
4. 責任準備金の残高の内訳	45
5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	45
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	46
III 当社の運営	47
1. リスク管理の体制	47
2. 法令等遵守の体制	49
3. 社外・社内の監査・検査体制	49
4. 第三分野保険に係る責任準備金の確認について	50
5. コーポレートガバナンスの状況	50
6. 内部統制システムの構築	51
7. 個人情報保護	52
8. 反社会的勢力の排除のための基本方針	55
IV 財産の状況	56
1. 計算書類	56
2. リスク管理債権	69
3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金	69
4. 債務者区分に基づいて区分された債権	69
5. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	70
6. 時価情報等	72
7. その他	78
8. 保険会社およびその子会社等の概況	78
付表	79



東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社では、被災された方に対する特別措置として、保険料の支払い猶予、保険契約の事務手続きの簡素化、地震保険金の早期お支払いに向けた損害調査方法の一部変更等を行ってまいりました。今後も引き続き、損害保険会社としての使命を果たすべく、迅速な保険金支払い等に取り組んでまいります。

当社は、コーポレートメッセージとして“信頼される安心を、社会へ。”を掲げ「社会システム産業」の構築を目指すセコムグループの一員として、損害保険事業の持続的な発展に努めております。1998年のグループ入り以前に培った保険会社としての経験・実績に、「安心」「安全」のサービスのプロであるセコムのノウハウを融合させた保険商品の開発・提供を行ってまいりました。具体的には、家庭用・事業用セキュリティシステム導入によるリスク軽減効果に応じた保険料をご提供する火災保険、最適な治療実現のための情報提供と経済的負担の両面をサポートするガン保険などは、独創的な商品として高い評価をいただいております。

家庭生活・事業活動に安心を提供する会社としてお客さまから揺るぎない信頼をいただけるよう、当社は業務品質の改善に全社一丸となって取り組んでおります。特にここ数年間は、損害保険会社としての基本に立ち返り、お客さまの期待に沿った適切な保険募集・保険金支払業務が遂行できるよう、業務プロセスの見直し・改善活動、積極的なシステム投資、コンプライアンス態勢の強化などを図ってまいりました。

2010年度は、特に個人のお客さま向けのサービス向上を目標に掲げ、当社の商品をよりわかりやすくご紹介するためにホームページの大幅なリニューアルの実施や、火災保険をお客さまのご希望に合わせて一層自由に補償や特約をお選びいただける商品へ改定する等、更なるサービスの充実に努めました。

本紙は2010年度の業績を中心に、当社の事業内容および概況をとりまとめたものでございます。当社の事業内容をよりご理解いただくうえで、お役に立てれば幸いに存じます。

社会に安心を提供し、より良い社会生活の発展に寄与する商品の開発や販売チャネルの開拓に努め、お客さまから信頼され、選ばれる損害保険会社となれるよう尽力していく所存です。

今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

セコム損害保険株式会社

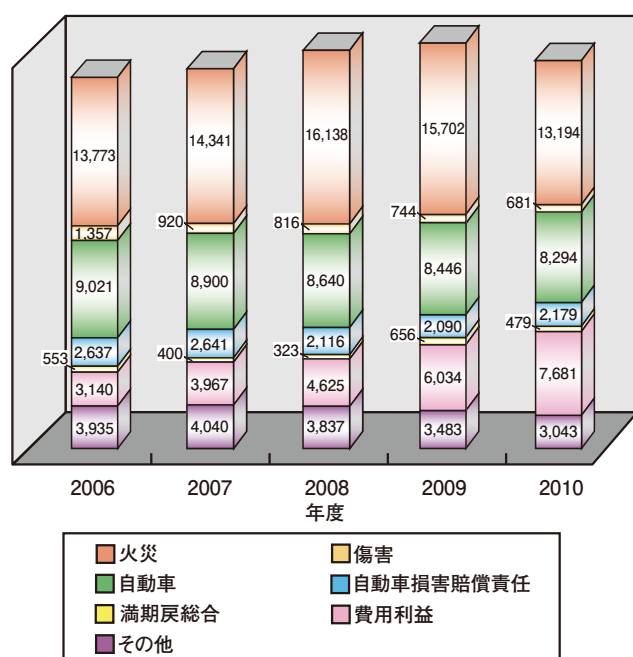
代表取締役社長

尾関 一郎

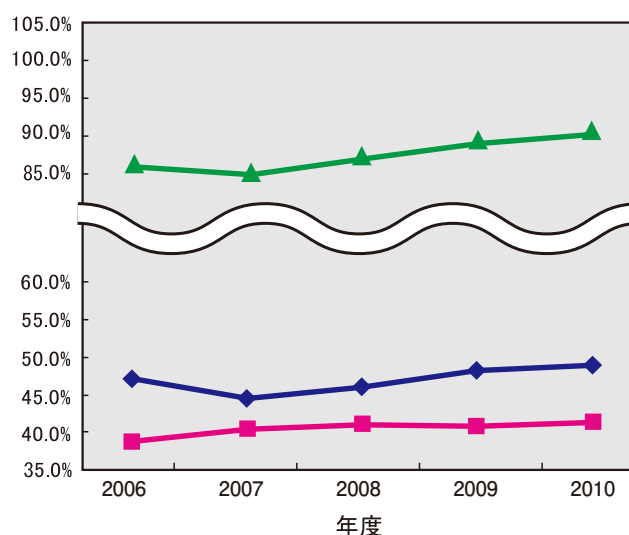
代表的な経営指標

区 分	年 度	2009年度	2010年度
正味収入保険料		37,158百万円	35,554百万円
(対前期増減率)		1.8%	△4.3%
コンバインドレシオ		89.0%	90.2%
正味損害率		48.2%	48.9%
正味事業費率		40.8%	41.3%
保険引受利益		△1,758百万円	△2,138百万円
(対前期増減率)		—	—
経常利益		399百万円	△594百万円
(対前期増減率)		—	△248.7%
当期純利益		379百万円	△304百万円
(対前期増減率)		—	△180.2%
ソルベンシー・マージン比率		587.4%	665.4%
総資産額		181,985百万円	165,333百万円
純資産額		22,745百万円	21,277百万円
その他有価証券評価差額		2,843百万円	1,774百万円
リスク管理債権額		2,115百万円	1,509百万円

正味収入保険料の推移 (単位:百万円)



コンバインドレシオ・
正味損害率・正味事業費率の推移



格付

当社は、お客さまに当社の財務内容についてわかりやすくお伝えするという企業情報開示の観点から、国内外の権威ある格付会社に依頼し、高い格付を取得しております。

A A

(ダブルAフラット)
日本格付研究所 (J C R) による
保険金支払能力格付

A -

(シングルAマイナス)
スタンダード&プアーズ (S & P)
による保険財務力格付

*格付は、2011年7月1日現在における格付会社の意見であり、変更されることもあります。詳細については、当社のホームページ (<http://www.secom-sonpo.co.jp>) をご参照ください。

用語説明

- 正味収入保険料
元受保険料及び受再保険料収入から再保険料、返れい金を控除し、さらに、積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。
- コンバインドレシオ
損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。保険料収入に占める保険金支払の割合である正味損害率と、保険料収入に占める人件費、物件費などの事業費の割合である正味事業費率の合算値です。一般的にこの値が低いほど保険会社の収益性が高いといわれています。
- 正味損害率
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に使用されています。損益計算書にある「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えたものを、「正味収入保険料」で除した割合となります。
- 正味事業費率
正味収入保険料に対する事業費の割合のことで、保険会社の経営の効率性を示す指標の一つです。損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを、「正味収入保険料」で除した割合となります。
- 保険引受利益
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返れい金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。
- 経常利益
保険引受利益に、資産運用など保険引受以外の利益を加えた、保険会社全体の経常的に発生する取引から生じた利益を指します。
- 当期純利益
経常利益に特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減して算出した最終損益を指します。
- ソルベンシー・マージン比率
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払い余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。
- 総資産額
保険会社が保有する資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」になります。
- 純資産額
保険会社が保有する資産の総額である「総資産額」から負債額を控除したもので、保険会社の担保力を指します。貸借対照表上の「純資産の部合計」になります。
- その他有価証券評価差額
「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券については、「売買目的有価証券」、「満期保有目的債券」、「その他有価証券」などの保有目的別に区分し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価評価等を行なっています。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価（含む償却原価）との差額を指します。貸借対照表上では、税金相当額を控除した純額を、純資産の部に計上しています。
- 不良債権状況
リスク管理債権
貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

経営理念

セコムグループの経営理念

運営基本10カ条

1. セコムは社業を通じ、社会に貢献する。
2. セコムは、社会に貢献する事業を発掘、実現しつづける責任と使命を有する。
3. 額に汗し、努力の結果以外の利益は、受けない。
4. 社会は一人ひとりの人間によって構成される。セコムも同様に一人ひとりの社員によって構成される組織体である。
5. セコムは他企業、他組織を誹謗してはならない。
6. すべてのことに関して、セコムの判断の尺度は、「正しいかどうか」と「公正であるかどうか」である。
7. セコムは、常に革新的であり続ける。
8. セコムは、すべてに関して礼節を重んずる。
9. セコムは、その時々々の風潮に溺れず、流されず、常に原理原則に立脚し、凛然と事を決する。
10. セコムの社員は、いかなることに関しても、自らの立場、職責を利用した言動をしてはならない。

当社の特色

セコム損害保険はセコムグループの一員です。

セキュリティ事業トップのセコムグループは、安らかな社会の構築に貢献する事業を発掘し実現することにより高い信頼を得ています。セコム損害保険もこの理念を共有し、より良い社会生活の発展に寄与してまいります。

セコム損害保険はセコムグループの中核を担う企業です。

セコムグループの持つセキュリティ、メディカル、情報、地理情報サービスなどのさまざまな分野をインテグレートし活用することにより、お客さまの望まれるより良い商品を低コストでご提供することが可能となります。

セコム損害保険は半世紀以上の経験と実績を持つ〈新しい保険会社〉です。

保険会社の運営ノウハウの構築には有能な人材とシステム、それに豊富な経験と実績が必要です。保険契約の引受・管理、商品開発、資産運用だけでなく、万一の場合にお客さまの立場に立った損害調査・示談交渉などが保険会社としての高い信頼性と安心を確立します。セコム損害保険は、これまで培ってきた保険会社のノウハウとセコムグループのノウハウが融合した、経験と実績のある〈新しい保険会社〉です。

SECOMグループ事業

損害保険事業

お客さまへ高品質な〈安心〉をご提供するため、セキュリティ事業と両輪となる事業。セキュリティで被害を最小限に抑え、それでも生じた損失を損害保険で補填。セコムグループの経営資源を生かした低価格で革新的な損害保険商品やサービスを開発・提供。

防災事業

万が一の火災の時に何よりも大切な人命や財産、そして交通システムや電気・水道・ガスなどのライフラインを守るため、それぞれの施設に最適な防災システムを開発し提供。

地理情報サービス事業

地理情報システムを活用した地理情報サービス事業。グループの経営資源との相乗効果を図る。

海外事業

英国、オセアニア、アジア各国で、各国の状況やニーズに応じたセキュリティサービスを提供。

セキュリティ事業

日本のセキュリティ事業のバイオニアで、セコムグループの中核事業。オンライン・セキュリティシステムでは研究開発、販売、24時間監視、緊急対応、保守までトータルパッケージ方式で高品質なセキュリティを提供。

メディカル事業

医療・介護・健康分野において、家庭に安心を提供するための事業。

情報系事業

情報セキュリティと大規模災害対策を中心としたトータルな情報サービスで企業を支援。

不動産事業

セキュリティシステムをはじめ、セコムの多彩なサービスを組み込んだマンションを提供。



勧誘方針

1. 保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
- ・お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・ご契約に際しましては、所定の「重要事項」を説明いたします。

2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に応じた保険商品の販売等に努めます。

- ・保険販売等においては、リスクコンサルティングを実践し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・お客さまに関する情報につきましては、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

3. お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。
- ・保険商品の説明やご契約にあたっては、お客さまの立場にたって、場所や時間帯について十分に配慮して参ります。

4. お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に十分に反映させていただき、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

当社の沿革

1950年 2月	東洋火災海上保険株式会社設立
1998年 9月	セコム株式会社資本参加、セコムグループ入り（第三者割当増資、資本金19億510万円） 社名を「セコム東洋損害保険株式会社」へ変更
1999年 3月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金56億1,130万円）
4月	「火災保険セキュリティ割引」発売
9月	「セコム安心マイカー保険」発売
2000年 5月	社名を「セコム損害保険株式会社」へ変更 本店を東京都千代田区平河町二丁目6番2号セコム損保ビルに移転
10月	「セコム安心マイホーム保険」発売
2001年10月	「自由診療保険メディコム（ガン治療費用保険）」発売
2002年 1月	「NEWセコム安心マイカー保険（新型自動車総合保険）」発売
2004年 1月	インターネットで申込みが完結する「NEWセコム安心マイカー保険（新型自動車総合保険）」発売
5月	社内基幹システム（NFS）の稼働開始
10月	富国生命保険相互会社との提携によるセット商品「自由診療保険メディコムプラス（ガン入院治療費用保険[提携用]）」を発売
2005年11月	「セコム安心個人情報保険」発売
2006年 8月	乳ガン経験者のためのガン保険である「自由診療保険メディコムワン（ガン経験者用ガン治療費用保険）」発売
2008年 3月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金80億9,330万円）
2008年12月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金145億5,880万円）
2009年 4月	「自由診療保険メディコム（新ガン治療費用保険）」発売
2009年 4月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増資（資本金168億880万円）

東日本大震災の対応について

2011年3月11日に発生した東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。当社では、地震発生直後より、全国のサービスセンターから被災地域に人員を派遣し、地震保険にご加入のご契約者さまへの迅速な保険金のお支払いに努めております。以下に当社ならびに業界の取り組みをご紹介します。

【義捐金】

- 日本損害保険協会加盟会社26社による義捐金（10億円）を寄贈いたしました。

【お問い合わせの体制整備・ご請求のご案内】

- 当社ホームページのトップページに特設コーナーを設け、事故受付センターならびにお客様相談室の電話番号などをわかりやすく掲載するとともに、お客様相談室については、土日祝日もお問合わせ・ご相談に対応できる体制を整備いたしました。
- 保険証券を紛失したなどの理由で、ご契約されている損害保険会社が不明の場合、当社をはじめとする各損害保険会社の営業所・サービス拠点などの店舗、コールセンターなどにご連絡いただければ、日本損害保険協会を通じて全ての損害保険会社（一部共済を含む）に照会する仕組みを業界で整備いたしました。なお、日本損害保険協会のホームページからも同様に照会できる機能を設けております。
- 地震保険の保険金のご請求手続きについて、日本損害保険協会によるテレビCM、新聞、ラジオ、ポスター、チラシを活用したご案内を実施しております。
- 3月11日時点で有効かつ保険の対象の所在地が「岩手・宮城・福島・茨城・栃木」の地震保険契約に加入されているものの、6月20日までに事故のご報告をいただいていないお客さまに対して、地震保険の請求勧奨の封書を送付いたしました。

【地震保険金の早期お支払】

- 共同査定にて、航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、津波や火災によって壊滅的な被災を受けた街区（市街の一区画、ブロック）を「全損地域」として認定し、当該地域に所在する地震保険契約はすべて「全損」と認定するなど、効率的な認定を行いました。
- 木造建物や家財の損害調査において、一定の条件に合致するものについては、お客さまにご承諾いただいたうえで、当社による現場立会調査のかわりに、お客さまの自己申告に基づく損害調査（書面による調査）を導入いたしました。また、お客さまの自己申告書の作成について、代理店がサポートする制度を導入いたしました。
- 福島第一原発の警戒区域または一部の周辺区域に所在する契約について、一定の条件に合致するものについて、お客さまの自己申告書と写真による損害査定を導入いたしました。
- 保険金のご請求時に添付いただく証明書類について、一部省略や代用など、柔軟に対応しております。
- 被害が甚大であった東北地区および茨城・千葉を担当するサービスセンターについて、責任者の決裁金額を通常時より引き上げるとともに、本社での事前点検と集中支払を実施いたしました。

【新たな損害認定基準】

- 津波による浸水損害の場合は、水流圧、浮遊物および浮力による物理的損害、油性成分を含む海水に起因する耐久力等の減少による質的損害が主要構造部に生じることから、木造建物と共同住宅を除く鉄骨造建物について、新たな津波損害専用の認定基準を適用いたしました。
- 地盤液状化における損害において、木造建物と共同住宅を除く鉄骨造建物の場合は、傾斜または沈下に対して、新たな損害の認定基準を適用いたしました。

【お客さまに配慮した特別対応】

- 被災されたお客さまの継続契約の手続きや保険料のお払い込みについて、最長2011年9月末日までの猶予期間を設けるなどの特別措置を実施し、お客さま保護に努めております。
- 自動車を滅失されたお客さまの解約手続きについては、お申出を受け付けた日ではなく、「被災により保険の対象が滅失等した日」を解約日とするほか、手続きの簡素化を図っております。
- 積立保険の解約返戻金の計算方法の緩和および契約者貸付利率の優遇を図っております。

トピックス

ホームページを大幅リニューアル！

2011年1月下旬より、当社ホームページのリニューアルを行い、個人のお客さまから大変ご好評をいただいております「ガン保険」(自由診療保険メディコム)、「火災保険」(セコム安心マイホーム保険)、「自動車保険」(セコム安心マイカー保険)の3商品をトップページで大きくご紹介。

それぞれの商品に関する「お客さまが知りたい情報」をわかりやすく豊富に提供するとともに、資料請求やお見積り、ご契約のお申込みへのアクセスも大きめのボタンで表示するなど、利便性の大幅な向上を目的にリニューアルしました。

個別の商品については、セコム安心マイホーム保険のインターネット上での「簡単お見積り」「契約手続きの依頼」を可能とし、セコム安心マイカー保険について、初めて自動車保険にご加入になる方を対象に、インターネット上での「お申込みの受付」、およびセコム安心マイカー保険にインターネット上からご加入いただいたご契約者さまを対象に、住所変更等の一部の「契約変更手続き」についてもホームページ上での受付を開始しました。

ホームページ改定以降も、新しい機能の拡充を行うとともに、利便性向上の取り組みを実施しております。



「自由診療保険メディコム」が週刊ダイヤモンドのガン保険ランキング1位を獲得

株式会社ダイヤモンド社が発行した「週刊ダイヤモンド」2011年4月30日・5月7日合併特大号「安心の保険」のガン保険ランキングにおいて、『自由診療保険メディコム』が第1位に選ばれました。ファイナンシャルプランナーや保険ジャーナリスト、保険代理店経営者などのプロの方々から高い評価をいただいたことを励みに、これからもお客さまにご満足いただけるよう、全社員一丸となって品質の向上に努めてまいります。

CSR (企業の社会的責任)

乳ガン撲滅のピンクリボン運動を応援

ピンクリボン運動とは、乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える運動で、1980年代にアメリカで始まりました。日本では、ウォーク、シンポジウム、東京タワーのライトアップなどのイベントを通して広く知られています。

乳ガンは、自分で見つけることができる数少ないガンで、早期に発見をすれば治癒率が高いと言われています。しかしながら、女性の30歳代から50歳代という比較的若い年代層のガンによる死亡者数が増えているのが実情です。

当社は、乳ガン経験者のための自由診療保険メディコムワンなどを通じて万が一の場合の“事後の補償”をご提供していますが、まずは“事前の予防”としてたくさんの方に乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療のメッセージを伝えることが重要なことと考え、ピンクリボン運動を応援しております。

また、社内の乳ガン検診率向上を目指す異業種企業が集まる「がん検診企業アクション」に参加。社外への乳ガン啓発活動に加え、「社内の乳ガン検診率を上げること」で「日本の乳ガン検診率引き上げ」への貢献を目指し、活動しております。



商品の改定状況

セコム安心マイホーム保険をリニューアル（2011年1月）

セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）は、「商品内容の簡素化」「補償内容の選択性の拡大」「保険料水準の見直し」「お客さまの声の反映」をコンセプトに、2011年1月に商品改定を実施いたしました。

主な改定内容は次のとおりです。

- ・基本補償をプラン化（ワイド、ベーシック、スリム）し、お客さまの選択の幅を拡げました。
- ・基本補償に免責金額を導入し、お客さまの選択の幅を拡げました。
- ・水災保険金の実損払を標準導入し、補償内容の簡素化を行いました。
- ・費用保険金の一部を特約化し、お客さまの選択の幅を拡げました。
- ・保険料水準を見直し、都道府県のリスクに応じた保険料体系としました。

自動車保険の改定（2011年4月）

個人用総合自動車保険、一般用総合自動車保険、セコム安心マイカー保険（新型自動車総合保険（個人用））およびセコム安心ビジネスカー保険（新型自動車総合保険（一般用））は、近年の収支状況を踏まえ、保険料水準の見直しを行いました。その他の主な改定内容は次のとおりです。

- ・ノンフリート等級係数（割増引率）の改定、ゴールド免許割引率の拡大
- ・運転者限定特約（本人・配偶者限定）、高齢運転者（70歳以上）対象外特約の新設
- ・セコム安心マイカー保険におけるインターネット割引額の一部拡大、証券不発行割引の新設

最近の主な新商品の開発、約款・料率の改定

[2006年度] 2006年4月 2006年4月 2006年8月	自動車損害賠償責任保険の改定 団体扱・集団扱規定の改定 ガン経験者用ガン治療費用保険（自由診療保険メディコムワン）の発売
[2007年度] 2007年4月 2007年4月 2007年8月 2007年10月	火災保険の改定 自動車損害賠償責任保険の改定 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険、国内航空傷害保険、学生総合保険、こども総合保険の改定 地震保険の改定
[2008年度] 2008年4月 2008年4月 2009年1月	地震保険の改定（総支払限度額の引上げ、東海地震に係る地震防災対策強化地域の更新） 自動車損害賠償責任保険の改定 新ガン治療費用保険（提携用）（自由診療保険メディコムプラス）の発売
[2009年度] 2009年4月 2009年4月 2010年1月	新ガン治療費用保険（自由診療保険メディコム）、新ガン経験者用ガン治療費用保険（自由診療保険メディコムワン）の発売 傷害保険等における死亡保険金額の引受限度額の改定 火災保険、満期戻総合保険、地震保険の改定（保険法対応など）
[2010年度] 2010年4月 2010年10月 2010年10月 2011年1月 2011年1月	自動車保険、傷害保険、新種保険の改定（保険法対応など） 傷害保険の改定（保険料率の改定） 火災保険「リスク評価割引」の新設 家庭総合保険（セコム安心マイホーム保険）の改定（免責金額の導入、保険料の見直し等） 火災保険「追加補償特約」の新設
[2011年度] 2011年4月	自動車保険の改定（保険料率の改定、インターネット割引の拡大等）

主な取扱い商品

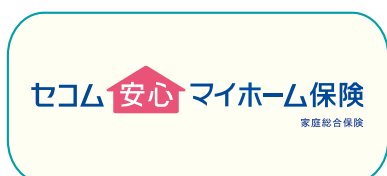
お客さまにとって本当に必要な商品やサービスを低価格でご提供すること、そして安心して喜んでいただくこと。それがセコム損害保険のポリシーです。このポリシーのもと、これまでに私たちは自動車、住まい、事務所・店舗・工場、各種傷害・レジャーなど、あらゆるニーズに適した商品を開発・ご提供してきました。なかでも、「セコム安心マイホーム保険」、「火災保険セキュリティ割引」、「セコム安心マイカー保険」などをはじめとする独創的な商品は、セコムグループだからこそ実現可能となりました。さらに、「自由診療保険メディコム」は、時代のニーズに応え、業界に先駆けて開発し商品化しました。セコム損害保険は斬新な発想とグループ力で顧客ニーズをつかむ、独創的な商品・サービス開発に努めています。



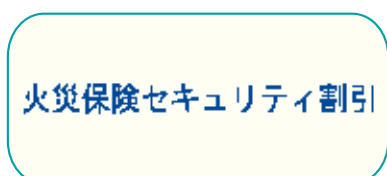
自由診療・公的保険診療を問わず、ガンの入院治療費を実質自己負担0円にするガン保険です。さらに、通院治療の重要性が高まっているガンの治療実態に対応し、通院で自己負担された治療費用を5年ごとに最大1,000万円まで補償いたします。

これまでのガン保険は入院日数に対して1日あたりの保険金を定額で支払うタイプが一般的であり、自由診療による治療費の実額を補償するタイプの「自由診療保険メディコム」は、自動車保険の「対人無制限補償」といった損害保険会社ならではの発想を第3分野（医療・ガン保険等）商品にも拡大させた斬新な商品です。

ガンにかかったら治療に専念していただき、ガンを克服していただきたい。経済的な負担を気にすることなく、ベストな治療を目指していただくために開発されたガン保険です。



お客さまのお住まいの状況に応じた補償と保険料の割引を実現したセコム損害保険ならではの住宅専用火災保険です。火災によるリスクが低いと考えられるホームセキュリティを導入されているお住まい、オール電化住宅や耐火性能の高いつくりのお住まいには保険料の割引制度をご用意いたしました。また、万が一事故に遭われた場合も、ガラスや鍵の修理手配を行うサービスや、危険軽減のために負担した費用を補償する「セキュリティ・グレードアップ費用」で安心をバックアップ。セコム安心マイホーム保険なら、万が一のときも安心です。



オンライン・セキュリティシステム*の導入によるリスクの軽減効果を当社で分析することにより、保険料の「最大約30%割引」を実現させました。オンライン・セキュリティシステム*を実施されている物件で、法人所有の事務所や店舗など建物と収容動産、または個人所有の事業用建物および事業用動産が対象となります。

*火災に対する警戒がなされており、当社の定める基準により一定のリスク軽減効果が確認されたものに限りです。



24時間365日、もしもの時に、お客さまの要請にもとづいて事故現場にセコムの緊急対処員が駆けつける「セコムの現場急行サービス」が特長。また、事故のみならず運転中の車の故障にも対応する「ロードサービス」や「示談交渉サービス」をご提供するなど、安心と安全のプロフェッショナルがお客さまをしっかりサポートする自動車保険です。個人のお客さまには「家族そろってゴールド免許割引」「インターネットでお申込のお客さまへの保険料割引」などをご用意。お客さまの諸条件をきめ細やかに把握することで、お客さまに合わせた保険料を実現しています。



建物や家財の損害に対するワイドな補償と満期返れい金の楽しみ、2つ（ダブル）のニーズを1つにした「総合保険」。保険金額の自動増額機能を備え、万が一の事故の場合には新価基準（家財および所定の条件を満たす建物の場合）により保険金をお支払いします。

また、1回の事故で保険金額の全額が支払われない限り保険金額は自動復元し、保険金は何度でもお支払いします。

個人向け保険

住まいと暮らしの保険

- セコム安心マイホーム保険
(家庭総合保険)
- あんしんニューダブル
(満期戻総合保険)
- 地震保険
- あんしん家族
(生活総合保険特約付普通傷害保険・家族傷害保険)



くるまの保険

- セコム安心マイカー保険
(新型自動車総合保険〈個人用〉)
- 個人用総合自動車保険
- 自動車損害賠償責任保険



病気やケガの保険

- 自由診療保険メディコム
(新ガン治療費用保険)
- 自由診療保険メディコムワン
(新ガン経験者用ガン治療費用保険)
- あんしん家族
(生活総合保険特約付普通傷害保険・家族傷害保険)
- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 所得補償保険



旅行・レジャー保険

- 国内旅行傷害保険
- ゴルフ保険

こども・学生の保険

- こども総合保険
- 学生総合保険

企業向け保険

火災保険

- 店舗総合保険
- 普通火災保険（一般）
- 火災保険セキュリティ割引



自動車保険

- セコム安心ビジネスカー保険
(新型自動車総合保険〈一般用〉)
- 一般用総合自動車保険



賠償リスクの保険

- セコム安心個人情報保険
(職業賠償責任保険 個人情報漏えい賠償責任補償特約付帯)
- セコム安心総合賠償責任保険
(賠償責任保険 (店舗特別約款付帯))
〈飲食業・販売業用〉
- 施設賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険



事業活動に関する保険

- 建設工事保険
- 機械保険
- 組立保険
- ガラス保険
- 動産総合保険
- 盗難保険
- 店舗休業保険
- 企業費用・利益総合保険
- 労働災害総合保険

各種サービス

当社では、お客さまの声を広く業務に反映させるため、さまざまなネットワークを創り、多様な販売チャネルとサービス体制を整備しております。

現在、次の3つのネットワーク・体制を軸としてサービスのご提供を行っています。

1. お客さま一人ひとりに、安心と便利をお届けするために、代理店、コールセンター、インターネット、フリーFAXなどによる資料請求のご案内から、ご契約、アフターサービスにいたるまで、きめ細かなコミュニケーションがとれるネットワーク。
2. 全国に広がる営業拠点と事故対応を行う拠点（サービスセンター）、そして約2,900店の代理店を結ぶネットワーク。
3. 自動車保険ご加入のお客さまが、万一交通事故に遭われたとき、全国約2,750カ所の緊急発進拠点から、24時間365日いつでもセコム株式会社の緊急対応員が現場に急行し、迅速に安心サポートできる体制。

事故付随サービス

●事故受付センター

- ・24時間365日事故受付サービス

フリーダイヤル 0120-210-545（携帯電話・PHSからもご利用できます）

●サービス内容

サービス名称	サービス内容
◆現場急行サービス	お客さまに「安心」していただけるよう、セコムの全国ネットワーク約2,200の発進拠点より緊急対応員が、夜間・休日を問わず24時間365日事故現場に急行し ^{※1} 、事故処理の流れのご説明やロードサービスの取次等「安心」をお届けします。
◆ガラス・鍵の緊急修理サービス ^{※2}	万一、お客さまに盗難事故が発生して、ガラスや鍵が壊されてしまった場合に、修理に関しての業者手配を行い、その費用については保険金で直接修理業者へお支払いします。 ^{※3}
◆ロードサービス	事故受付センターにおいて、事故の際のレッカー車の手配やキーのとじ込み・バッテリーあがり等のロードサービスをご案内させていただきます。 ^{※4}
◆お客さま安心コールサービス	損害サービスの担当者が、お客さまの事故処理の進捗状況を適宜ご連絡いたします。
◆整備工場紹介サービス	お客さまのご要請により全国約450カ所の当社提携の整備工場をご紹介します。

※1. 事故の現場が山間部、島しょ部、高速道路上など急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合などについては、サービスは提供されません。

※2. このサービスは、セコム安心マイホーム保険のお客さまを対象としたサービスです。

※3. 費用支払については、建物を保険の対象としてご加入されている場合となります。保険金を超える費用支払いは、お客さまのご負担となります。

※4. 無料サービス以外に有料サービスの提供もあります。

自由診療保険メディコム（新ガン治療費用保険）の契約者・被保険者サービス

お客さま（被保険者）が万一ガンと診断された場合、メディコム・ナースコールセンターにご一報ください。メディコム・ナースコールセンターでは、看護師の資格を有する社員が次のようなサービスをご提供いたします。

- ① お客さま（被保険者）のご希望に応じて、当社の協定病院をご案内いたします。また、協定病院以外にも、ガンの種類ごとに手術の件数が多い病院をお調べします。
- ② 公的保険診療の範囲外の治療を予定されている場合で、当社の協定病院の場合は、自由診療による費用を当社へ直接請求することの手続きを行い、お客さま（被保険者）にお立替の必要がないよう手配します。また、協定病院以外の病院の場合には、その病院が当社の定める協定病院の基準に合致するか確認し、合致すると判断した場合には、自由診療での治療が受けられるかを確認します。
- ③ 主治医以外の別の医師に治療方法等についての医療相談（セカンドオピニオン）をご希望される場合には、セカンドオピニオン外来がある医療機関をお調べします。
- ④ ガンに関する一般的な情報についてご相談いただけます。

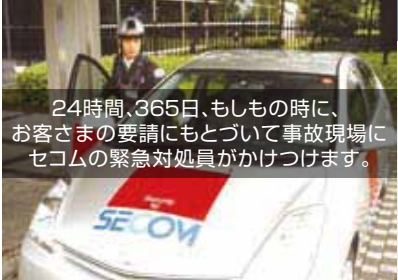
傷害保険の契約者・被保険者サービス

当社の傷害保険をご契約いただいたお客さまおよびそのご家族には、フリーダイヤルによるドクターホットラインサービス（電話医療・健康相談サービスならびに医療機関の紹介・情報サービス）をご利用いただけます。

セコムだから提供できる、
セコムだけが提供できるサービスがここにあります。

セコムの現場急行サービス

事故現場という今まで経験したことのない状況下、お客さまは事故相手や警察、保険会社への冷静な対応を強いられてしまいます。お客さまに安心をご提供し、当社事故受付センター専門スタッフが円滑にお客さまをサポートできるよう橋渡しをするために、セコムの緊急対応員はお客さまの関係者としてかけつけます。

主なサービス内容	
 24時間、365日、もしもの時に、お客さまの要請にもとづいて事故現場にセコムの緊急対応員がかけつけます。	「救急車の手配」 「警察への連絡」 「レッカーやタクシーの手配」 「お困りの点をヒアリング」  など

「ご注意ください。」

事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。また、事故現場に急行する緊急対応員はセコム損保の社員ではありません。セコム損保の委託を受けて現場に急行いたしますが、示談交渉等についてはセコム損保の専門スタッフにおまかせください。



ガンと
診断されたら…

治療を始める前に、すぐに当社のメディコム・ナースコールセンターにお電話ください。

自由診療にも対応する当社の協定病院をご案内します。自由診療としての補償は、当社の協定病院もしくは当社が認めた医療機関での治療に限られますので、治療開始前にご連絡いただくことがとても重要です。

ご契約者
専用
サービス

安心のためのサービス

看護師資格のある当社スタッフがご対応します。
(メディコム・ナースコールセンター)

サービス 1

当社の協定病院をご案内

- 自由診療にも対応する複数の協定病院をご案内します。
※当社の協定病院数は、全国で約242となっております。(2011年4月現在)
(最新の協定病院リストは、当社メディコムのHP(<http://www.medcom.jp/>)をご覧ください。)
※協定病院以外の医療機関で公的保険診療の診療範囲外の治療を予定されている場合には、その医療機関が当社の協定病院の基準に合致するかについてすみやかに確認します。
- 当社の協定病院に自由診療で入院する場合、かかった入院治療費(ガン入院保険金)をお客さまに代わり当社が直接医療機関へお支払いするので入院治療費の立替費用を心配せずに安心して治療に専念できます。

サービス 2

セカンドオピニオン外来がある医療機関をご案内

セカンドオピニオン外来では、治療法に対する不安を解消したり、他にどのような治療法があるのか等を、主治医以外の医師の意見を聞くことができます。

サービス 3

ガンに関するご相談の受付

検査や治療法などガン治療に関する一般的な情報についてご相談いただけます。

保険相談サービス

お客様相談室

専門知識と実務経験豊かな専門スタッフが、各種損害保険についてお客さまからのご質問・ご意見から事故のご相談に至るまで、適切な説明、迅速な対応に努めております。

2010年度におけるご相談・お問い合わせ・苦情の受付件数は4,490件あり、前年度受付件数4,459件と比べわずかに増加しました。その主なものは商品相談に関するものでありました。

お客様相談室 専用フリーダイヤル 0120-333-962

受付時間 9:00～12:00、13:00～18:00

但し、土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

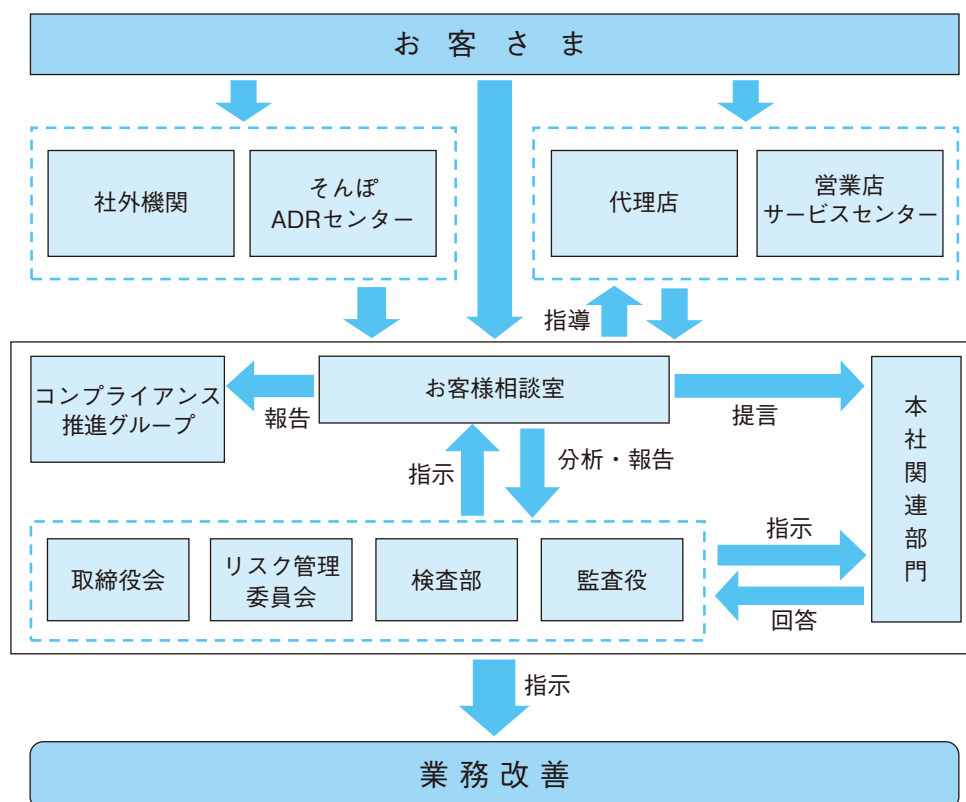
お客さまからの苦情に関する取組方針

■取組方針（苦情の定義）

お客さまから寄せられた当社ならびに代理店の対応等に対する不満足の内容を「苦情」と定義し、保険募集・契約・事務手続・保険金支払等の業務を通じ、保険契約者、被保険者、保険金請求者などから寄せられる「お客さまの声」に対し、これをお客さまの貴重な「生のお声」として、真摯に受け止め、いかに些細な事柄でもこれを放置することなく、速やかに誠意を持って対応に努めます。

■対応態勢

「お客さまの声」として寄せられた相談・苦情につきまして、「お客さまの正当な権利の保護」、「お客さま第一主義」に則り、適正・的確かつ迅速に対応し、早期解決・改善を行うことにより、お客さま満足度の質的向上と当社の信頼性の向上を図る取り組みを行っています。



損害保険業界では、中立・公正な立場で問題を解決する紛争解決機関を設置しています。詳しくは次ページをご参照ください。

そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」（損害保険紛争解決サポートセンター）を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決が見つからない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号 0570-022808（ナビダイヤル・有料）

PHSやIP電話からは 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<http://www.sonpo.or.jp/>）

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

（財）交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、（財）交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

保険の仕組み

1 保険の仕組み一般

(1) 保険制度

同じ種類の危険にさらされている多数の人々が集まると、偶然な事故であっても一定の規則性が見られます。これを「大数の法則」といいますが、保険制度は、この「大数の法則」に基づいて、不特定多数のひとが“保険料”を出し合い損害が発生した場合に備え、相互に損害を補償しようという仕組みです。まさに「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉どおり、個人生活と企業経営の経済的安定を保障するための制度です。

(2) 保険契約の性格

① 有償契約・双務契約

保険契約は、保険者（保険会社）が、保険契約者から報酬（保険料）をいただいて、一定の偶然な事故が発生した場合に、被保険者に特定の金額（保険金）を支払うことを約束する有償・双務契約です。

② 諾成契約

保険契約は、保険契約者と保険会社の合意によってのみ成立する諾成契約です。

③ 不要式契約

保険契約は、法律上はその成立のために格別の方式を必要としない不要式契約ですが、実務上は契約引受の正確を期するために所定の申込書を作成し、ご契約成立後に保険証券を発行しています。

(3) 再保険

お客さまの安心と安全をあずかる損害保険事業においては、常に経営の安定化を図ることが肝要です。

しかし、実際には、ジャンボジェット機や石油化学コンビナートなどのような高額な契約に損害が発生したり、地震や風水害などの大災害が発生して、巨額な保険金の支払いが起こることもあります。

このため保険会社は、引受けた契約金額のうち、自社で負担できる金額を超える部分を、他の保険会社や再保険会社に引受けてもらうことによって、リスクの平準化・分散化を図っています。

これを「再保険」といい、損害保険事業の安定的な運営のためには、欠くことができないものです。

2 保険約款

保険内容や約束ごとは、保険約款（約款）に具体的に箇条書にされています。

約款には、保険金を支払う場合、支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務（ご契約時に、危険に関する「重要な事実」のうち保険会社が告知を求めた事項について、事実を申し出いただく義務）、通知義務（ご契約後に保険会社が契約時に告知を求めた事項に変更が生じた場合、遅滞無く保険会社に連絡していただく義務）などが定められています。

3 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

ご契約に際し、保険料はご契約と同時に支払いただくのが原則となっています。また、保険期間が始まった後であっても保険料が納められていない場合、その間に生じた事故に対しては保険金が支払われないことになっています。

また、保険契約が無効もしくは失効となった場合、または契約が解除された場合は、保険約款の規定に従い、保険料を返戻いたします。

(2) 保険料率

保険料率は、純保険料率（保険金の支払に充てられる部分）と付加保険料率（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分）から成り立っています。お支払いいただく保険料の算出の基礎となる純保険料率は、当社が金融庁からの認可取得または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率（保険料率のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

4 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払いまでの一般的な流れ

1. 事故発生時

負傷者の救護などの緊急措置や損害の拡大防止を行い、警察署・消防署の通報など必要な措置を講じてください。

2. 事故受付センター、サービスセンター、または取扱代理店へのご連絡

事故発生後、すみやかに発生の日時・場所、状況などをご連絡ください。

事故受付センター

フリーダイヤル 0120-210-545 (24時間365日)

3. 保険契約内容の確認

お客さままたは代理店より事故の報告を受けると、直ちに契約の内容を事故受付センター、サービスセンターにて確認します。

4. 事故状況・損害内容の調査

事故受付をしたサービスセンターでは、事故・罹災現場の調査や書面の調査などにより、事故の状況や損害の内容を調査し、関係者（お客さま、相手方、修理業者、病院など）との打合せや折衝を行います。お客さまより調査に必要な書類を提出していただきます。

5. 保険金の算定

発生した事故が保険金お支払いの対象となるかどうかを判断し、お支払いの対象となる場合は、お支払いする保険金を算定・確定します。

6. 示談交渉（自動車事故の場合）

セコム安心マイカー等の自動車保険の対人賠償・対物賠償においては、ご契約者に法律上の賠償責任が発生する場合は一般的に当社がご契約者に代わって示談交渉を行います。

7. 経過報告

調査結果や示談交渉の進捗状況について、お客さまにお知らせします。

8. 保険金の支払

お客さまより請求書類をご提出いただき、示談成立などにより、決定した保険金をお支払いします。

(2) 事故相談の案内

お客さまからの事故の相談を本店ならびに全国の支店・支社・営業所で行っております。交通事故については、「交通事故相談所」を設け、相談業務担当者による相談を行っております。

5 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

損害保険の募集は、一般的には保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権利を委託している代理店が行います。保険契約の締結にあたっては、お客さまが保険契約の締結の際に、合理的な判断をなすために必要となる事項である「重要事項」を十分に説明しなければなりません。重要事項の説明は、保険種類および性質に応じて適正に行わなければならない、特に個人を対象とする自動車保険、火災保険、賠償責任保険およびすべての第三分野商品（傷害、所得補償、医療等）の保険募集においては、お客さまが保険商品の内容等を理解するために必要な情報（契約概要）とお客さまに対して注意を喚起すべき情報（注意喚起情報）が記載された書面（重要事項説明書）を交付し十分に説明しなければなりません。さらに特定の損害保険商品については、保険契約者が保険申込を行おうとする保険商品が自らのニーズに合致した内容であるかどうかを保険契約締結前に最終的に確認する書面（ご契約内容確認書）を作成し、お客さまに交付しなければなりません。そして保険料をお支払いいただき、保険料と引き換えに、所定の保険料領収証を発行します。契約成立後に、保険会社より保険証券と約款が送付されます。

－クーリングオフ制度について－

保険期間が1年を超える個人契約（個人事業主契約を除く）については、クーリングオフ制度が、適用されます。

所定の対象契約について、ご契約の「申込日」または「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面（クーリングオフ説明書等）を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(2) 代理店の役割・業務内容とコンプライアンス（法令等遵守）の重要性

① 代理店の役割・業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展を図るという社会的役割を担っています。

当社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」に基づき、代理店は以下のような業務を行っております。

- ・ 保険契約の締結
- ・ 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ・ 保険料の領収または返還
- ・ 保険料領収証の発行および交付
- ・ 保険の目的の調査
- ・ 保険契約の維持・管理に関連する事項
- ・ その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

また代理店は、お客さまのニーズに応じ、財産の保全、事故の防止、防災や保険全般に関するご相談、万一事故が生じた時の解決のお手伝い等、安心と安全のプロフェッショナルとして、幅広くきめ細やかなコンサルティング活動を行っています。

② コンプライアンスの重要性

代理店は、日頃から消費者保護の視点を第一に心がけ、「勧誘方針」を定めて公表を行っています。保険募集に当たっては、重要な事項の説明を行うとともに保険業法、金融商品販売法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法のほか各種法令を遵守することによって、代理店自らも消費者から信頼を得ることができます。

また、個人情報保護法により、個人情報の適正な取扱いについて、法的義務が課せられています。

(3) 代理店制度

① 代理店登録

代理店として損害保険の募集を行うためには、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受ける必要があります。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集に従事する者は、所定の代理店資格試験に合格したうえで、内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）に届け出なければな

りません。

代理店数 2,918店（2011年3月31日現在）

② 代理店種別

当社では、代理店の公正な保険募集を行う能力の向上を図るために、当社独自の「代理店制度」を設け、実施しています。

この制度では、火災保険、自動車保険または傷害保険・第三分野の保険を取り扱う代理店を「種別代理店」、それ以外を「無種別代理店」と区分しています。

種別代理店については、各々の代理店の業務能力と扱保険料により、「特級」「上級」「普通」「初級」の4つの種別に分類され、それぞれに応じた代理店手数料が支払われます。

③ 代理店資格

個人資格には、「特級（一般）」「上級」資格があります。資格取得については、所定の講習を受け、かつ当社が指定する試験に合格しなければなりません。また、損害保険業界共通で行う「損害保険募集人試験」合格者を、公正な保険募集を行うための最低限必要な知識を有しているものとしています。

さらに適切な商品説明・適合性原則に則した保険募集を行うために、特に必要となる保険商品等に関する知識について一定の教育水準を確保するための「保険商品専門試験」を、原則としてすべての募集人が受験することとしています。

なお、当社では、損害保険業界共通で行う「損害保険代理店専門試験」の『コンプライアンス』『法律』『税務』の3コースに合格し、上級資格を所有している者に特級（一般）資格を付与しています。

④ 代理店教育

当社では、お客さまの多様なニーズにいつでも応えられる幅広い知識と技術を身につけて、活力に富み、信頼とサービスをご提供できる代理店を育成するために、資格取得のための代理店講習を常時開催するとともに、教材・ビデオ・eラーニング（インターネットを活用した教育システム）等を使った当社独自の代理店研修、各種セミナー等を随時開催するなどして、代理店業務知識、周辺知識を習得するための教育を実施しております。

（4）契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、火災保険等の適正な保険料算出に係る確認調査の結果を受け、改善に向け、現在まで以下の取り組みを行っております。今後もこれらの取組みを着実に実行することにより、業務品質の向上に努めてまいります。

① お客さまへの説明態勢の整備

- ・保険契約のご契約時に使用する「ご契約内容確認書」をよりお客さまにご理解いただきやすい内容・形式に改定するとともに、特に保険料誤りが多数発生した項目（割引の適用、構造級別の判定、評価および保険金額の設定等）については専用の説明資料（ご契約内容確認書のための参考資料）を作成し、保険金額、割引の適用状況等、適正な契約内容となっているかの確認を行っています。
- ・パンフレット等の募集文書については、コンプライアンス推進部を主管部として複数部署による審査を行い、適切な表示の確保に努めています。
- ・保険法対応とお客さまのわかりやすさの向上のため、火災保険・満期戻総合保険・地震保険について、2010年1月1日以降保険始期の契約から、その他の種目については、2010年4月1日以降保険始期の契約から、商品改定を行い、パンフレット・申込書・約款等の改定を実施しました。特に、申込書は、質問応答形式とし「ご契約内容確認書」と一体化しました。

② 商品開発態勢等の整備

- ・商品の開発、改定にあたっては、商品開発規定に基づき商品開発の段階ごとに募集・保険金支払・システム手当を所管する関連部門が所管事項を検証・評価し、これを踏まえて商品開発をすすめていくことにより連携して行っています。
- ・補償内容が同等な商品を統合し、補償内容について分かりやすい商品とします。また、保険料算出に関する項目（割引の適用、構造級別の判定）について簡素化を図りました。

③ お客さまの声（苦情）、各種アンケート等により把握した情報の活用

- ・当社のお客さま相談室、事故受付センター、コールセンター、その他各事業所にいただきました「お客さまの声（苦情）等」については、「お客さまからの苦情に関する取組方針」に基づき、毎月、経営陣に対し報告を行うとともに、本社関連部門への提言を行い、業務改善に努めています。
- ・お客さまからのご意見・ご要望等を収集するため、2009年6月1日～2010年3月31日を期間として新ガン治療費用保険の契約者アンケートを実施しました。アンケート結果については、今後の新ガン治療費用保険のお客さま説明資料作成等に生かしてまいります。

④ 損害保険募集人の資質向上

- ・損害保険募集人の業務知識の維持・向上を図るため、全代理店を対象とする募集ルール・商品・事務処理研修を年3回実施しています。
- ・代理店専用ホームページ及び社内情報伝達ツールの整備により、損害保険募集人・社員へ適正な情報提供に努めています。
- ・日本損害保険協会の損害保険募集人試験更新制度、保険商品教育制度に参加し、募集人の一層の資質向上を図っています。
- ・業務品質向上プロジェクトチームを発足させ、2009年6月～9月にかけて統轄部店単位に研修を実施しました。

なお、引続き以下の通りお客さま専用のお問い合わせ窓口を設置しております。

【お客様相談室】フリーダイヤル 0120-333-962

（祝日・年末年始を除く月～金 09：00～12：00、13：00～18：00）

I. 当社の概況・組織

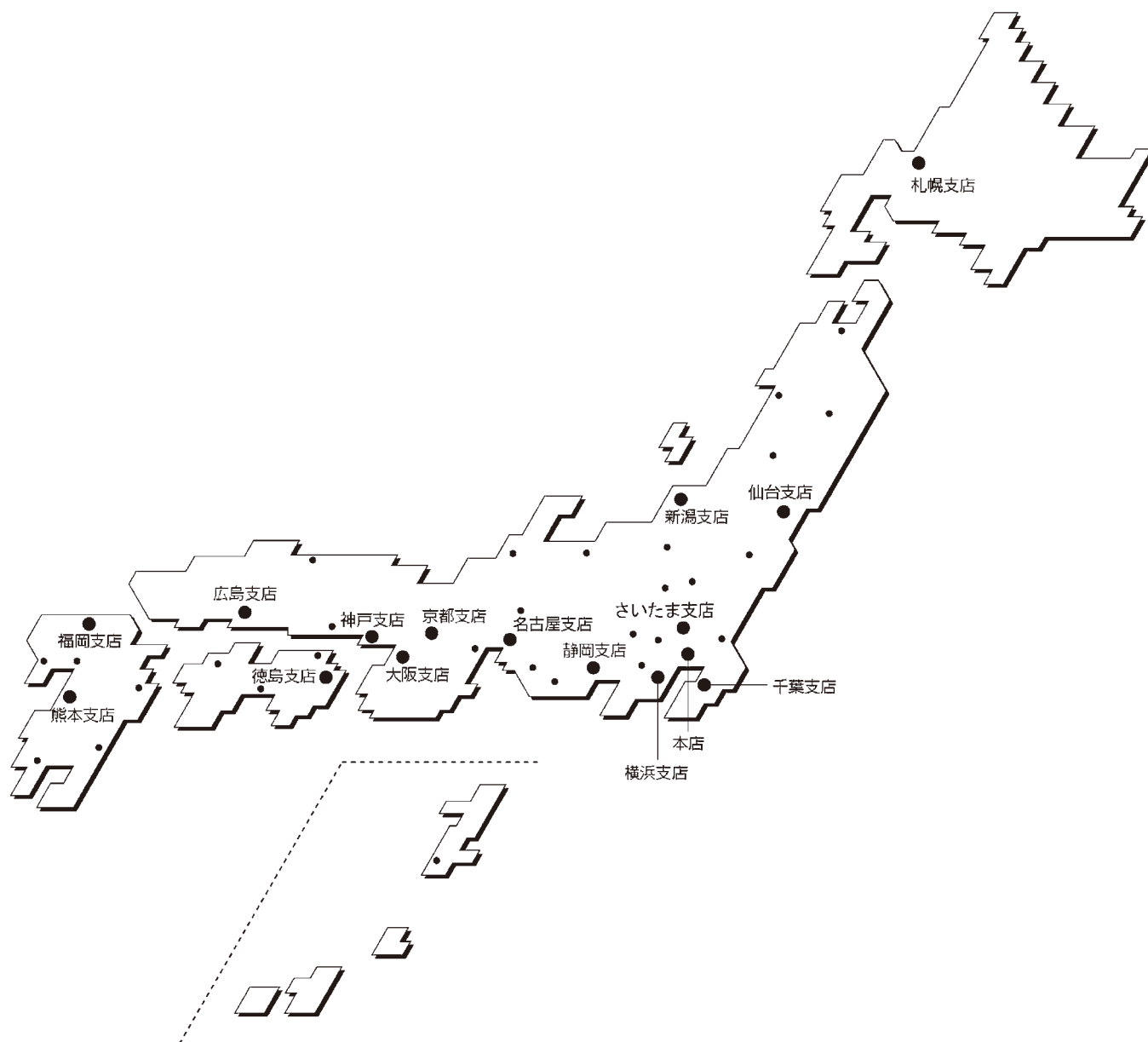
1 経営の組織（2011年7月1日現在）

1 サービスネットワーク

本店を東京に置き、全都道府県をむらなく網羅する全国45カ所の営業拠点を配置し、お客さまのご要望にお応えしております。また、事故の際は、事故受付センターをはじめ、本店および全国のサービスセンターにおいて万全の対応を期しております。

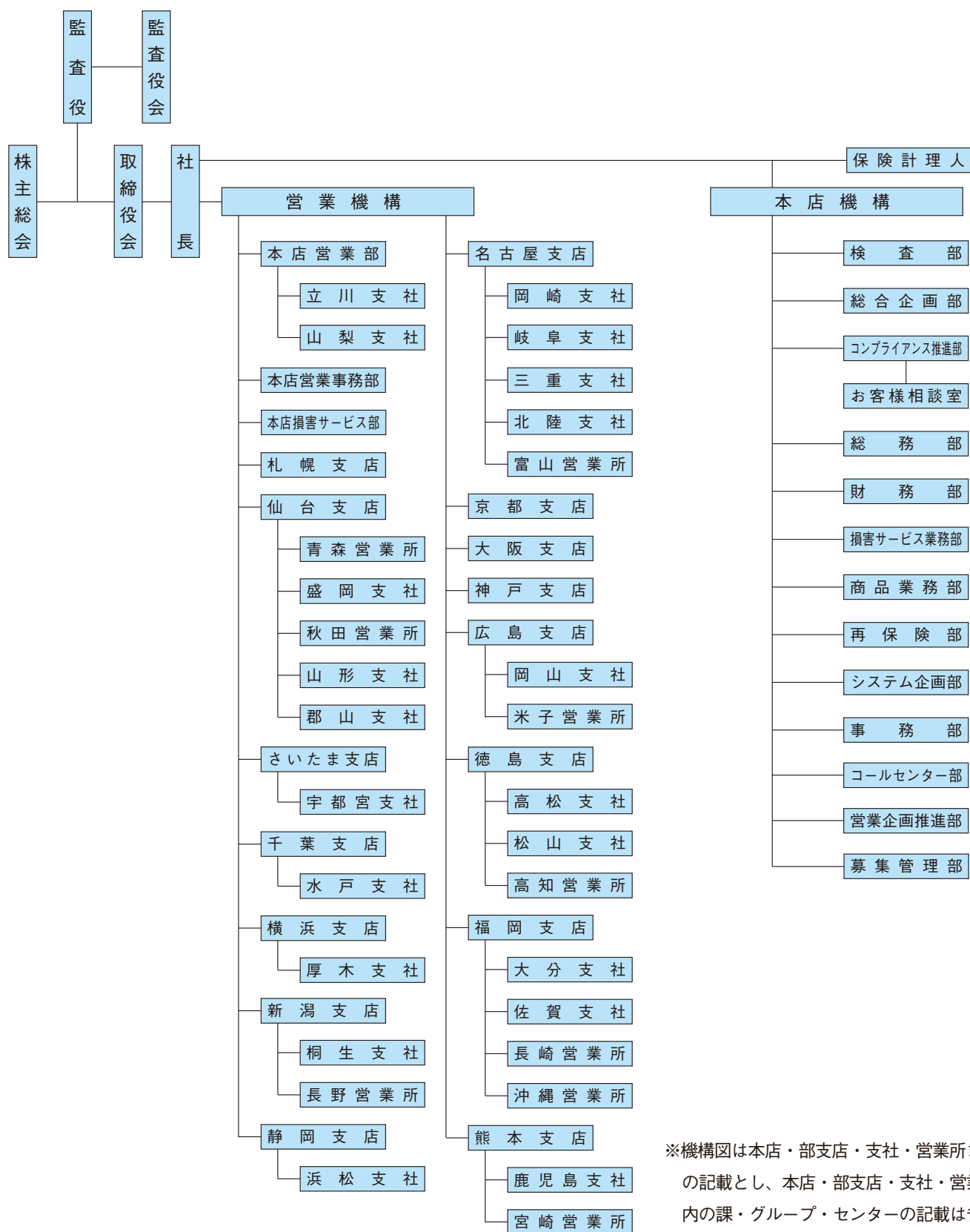
さらに、グループの中核であるセコムおよび関連会社所有の全国約2,750カ所の緊急発進拠点より、お客さまの要望に基づき24時間365日いつでも自動車事故現場に急行する現場急行サービス*を行っております。

※事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合などについては、現場急行サービスが提供されません。



I. 当社の概況・組織

2 組織図



※機構図は本店・部支店・支社・営業所までの記載とし、本店・部支店・支社・営業所内の課・グループ・センターの記載は省略しております。（お客様相談室除く）

2 株主・株式の状況

当社の発行する株式は、すべて普通株式であり、2011年3月31日現在の発行する株式の総数は4億4,800万株、発行済株式総数は1億6,200万株、資本金は168億880万円です。

1 基本事項

- ① 総会開催時期 毎年4月1日から4ヶ月以内に開催いたします。
- ② 決算期日 3月31日（年1回）
- ③ 株主名簿管理人 〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
〔郵便物送付先〕 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
及び連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711
- ④ 公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URL <http://www.secom-sonpo.co.jp/>

2 株主総会議案等

第62回定時株主総会が、平成23年6月23日に開催され、以下の通り報告並びに決議されました。

報告事項 第62期〔平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）〕事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案通り取締役に尾関一郎、塩山一彦、前川豊、久保田顕、新川員利、北村正幸、頼澤博、金子博継、平井孝廣の9氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案通り補欠監査役に島本聡氏が選任されました。

I. 当社の概況・組織

3 株式分布状況

●所有者別状況

(2011年3月31日現在)

区 分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							単 元 未 満 株式の状況
	政府及び地方 公 共 団 体	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	そ の 他 の 法 人	外 国 法 人 等 (うち個人)	個 そ の 他	計	
株 主 数 (人)	—	10	1	14	— (—)	56	81	—
所有株式数 (単元)	—	1,680	20	158,685	— (—)	1,596	161,981	株 19,000
割合 (%)	—	1.04	0.01	97.97	— (—)	0.99	100.00	—

(注) 自己株式1,152,500株は、「個人その他」に1,152単元、「単元未満株式の状況」に500株含まれております。なお、自己株式1,152,500株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数も1,152,500株であります。

4 大株主の状況

(2011年3月31日現在)

順位	氏名又は名称	住 所	所 有 株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
1	セ コ ム 株 式 会 社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	千株 157,333	% 97.12
2	日 本 化 薬 株 式 会 社	東京都千代田区富士見1-11-2	580	0.36
3	株 式 会 社 横 浜 銀 行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	350	0.22
4	朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	東京都千代田区大手町2-6-1	320	0.20
5	富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	東京都千代田区内幸町2-2-2	270	0.17
6	株 式 会 社 阿 波 銀 行	徳島県徳島市西船場町2-24-1	180	0.11
7	坂 野 常 和	東京都千代田区	166	0.10
8	中 外 産 業 株 式 会 社	東京都千代田区富士見1-11-2	150	0.09
9	株 式 会 社 ミ ツ バ	群馬県桐生市広沢町1-2681	145	0.09
10	セ コ ム 損 保 従 業 員 持 株 会	東京都千代田区平河町2-6-2	141	0.09
	計		159,635	98.54

(注) 自己株式1,152,500株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

5 配当政策

当社の配当決定は事業年度に1回、株主総会決議によるものとしております。

当社は損害保険事業の性格上、台風・地震等の異常災害に備えるため内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様に対し長期的に安定した配当を行うことを配当政策の基本方針としております。

しかしながら、内部留保を高め、財務体質を強化することを重視し、当期も無配とさせていただきました。

6 資本金の推移

(単位：百万円)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
2008年 3月28日	2,482	8,093	有償第三者割当
2008年12月18日	6,465	14,558	有償第三者割当
2009年 4月22日	2,250	16,808	有償第三者割当

7 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株式数	発行総額	摘 要
普通株式	2008年 3月28日	千株 17,000	百万円 4,964	有償第三者割当 (1名)
普通株式	2008年12月18日	67,000	12,931	有償第三者割当 (1名)
普通株式	2009年 4月22日	50,000	4,500	有償第三者割当 (1名)

3 役員の状況

取締役および監査役

(2011年7月1日現在)

役職名	担当業務	氏名	生年月日	略歴
代表取締役社長	—	尾関 一郎	1961年 3月1日生	1992年4月 東京製鐵株式会社入社 2001年1月 当社顧問 2001年4月 営業企画部長 2001年6月 取締役営業企画部長委嘱 2004年6月 常務取締役営業企画部長委嘱 2005年4月 常務取締役総合企画部・財務リスク管理部・事業開発部担当 2006年6月 常務取締役事業開発部・営業企画推進部・営業開発部担当 2007年8月 常務取締役業務部・再保険部・事務部・コールセンター部担当 2008年6月 取締役副社長総合企画部・商品業務部・再保険部・事務部・コールセンター部担当 2010年4月 代表取締役社長（現任）
常務取締役	検査部・コンプライアンス推進部担当・個人情報管理責任者・顧客情報管理責任者	塩山 一彦	1953年 5月19日生	1978年4月 日本開発銀行入行 2003年6月 日本政策投資銀行国際部長 2004年4月 同行上席審議役付（監査室）審議役 2005年5月 同行検査部長兼務 2006年4月 同行審議役 2006年6月 当社顧問 2006年6月 取締役営業開発部長委嘱 2007年8月 取締役大阪支店長委嘱 2008年6月 常務取締役大阪支店長委嘱 2009年6月 常務取締役検査部長委嘱・コンプライアンス推進部担当・個人情報管理責任者 2010年4月 常務取締役検査部・コンプライアンス推進部担当・個人情報管理責任者 2010年10月 常務取締役検査部・コンプライアンス推進部担当・個人情報管理責任者・顧客情報管理責任者（現任）
常務取締役	営業企画推進部・募集管理部担当	前川 豊	1948年 9月9日生	1971年4月 当社入社 1998年9月 名古屋支店長 2003年4月 本店営業第二部長 2004年6月 取締役本店営業第二部長委嘱 2005年4月 取締役営業企画推進部長委嘱 2007年8月 取締役営業企画推進部長委嘱・メディコム事業開発部担当 2008年4月 取締役営業企画推進部・募集管理部担当 2010年6月 常務取締役営業企画推進部・募集管理部担当（現任）
常務取締役	本店営業部長・本店営業事務部担当	久保田 顕	1961年 12月22日生	1985年3月 セコム株式会社入社 2000年4月 同社刈谷支社長 2003年4月 同社新横浜支社長 2003年6月 当社取締役営業推進部長委嘱 2005年4月 取締役本店営業第二部長委嘱 2008年4月 取締役メディコム事業部長委嘱 2010年4月 取締役本店営業部長委嘱・本店営業事務部担当 2011年6月 常務取締役本店営業部長委嘱・本店営業事務部担当（現任）
取締役	損害サービス業務部・本店損害サービス部担当	新川 員利	1950年 10月18日生	1975年4月 当社入社 2001年6月 取締役業務本部長兼業務部長兼業務開発部長委嘱 2002年4月 取締役業務本部長兼業務部長委嘱 2003年4月 取締役大阪支店長委嘱 2005年4月 取締役名古屋支店長委嘱 2007年8月 取締役損害サービス業務部・サービスセンター管理部・本店損害サービス部担当 2008年4月 取締役損害サービス業務部・保険金審査部・本店損害サービス部担当 2009年6月 取締役損害サービス業務部・本店損害サービス部担当（現任）
取締役	総合企画部・商品業務部・再保険部担当	北村 正幸	1951年 8月22日生	1974年4月 当社入社 1997年4月 経理部長 2002年7月 総合企画部長兼経理部長 2003年4月 総合企画部長 2004年6月 取締役総合企画部長委嘱 2006年6月 取締役総合企画部長委嘱・財務リスク管理部・総務部担当 2008年6月 取締役総合企画部長委嘱・総務部担当 2010年4月 取締役総合企画部・商品業務部・再保険部担当（現任）
取締役	総務部・財務部担当	頼澤 博	1951年 1月4日生	1974年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 1995年10月 株式会社さくら銀行学芸大学駅前支店長 1999年8月 メイキ樹脂工業株式会社取締役副社長 2001年11月 当社融資部長 2002年7月 財務リスク管理部部長 2005年4月 融資部長 2006年6月 取締役融資部長委嘱・財務部担当 2008年6月 取締役財務部担当 2010年4月 取締役総務部・財務部担当（現任）
取締役	システム企画部・事務部・コールセンター部担当	金子 博継	1953年 9月15日生	1976年4月 当社入社 1998年4月 事務管理部長 1998年10月 総合企画部長 2000年4月 静岡支店長 2004年4月 広島支店長 2006年4月 事務部長 2009年6月 事務部長兼システム企画部長 2010年4月 システム企画部長 2010年6月 取締役システム企画部・事務部・コールセンター部担当（現任）

I. 当社の概況・組織

役 職 名	担当業務	氏 名	生年月日	略 歴
取締役	営業企画推進部 担当	平 井 孝 廣	1956年 2月1日生	1980年4月 朝日生命保険相互会社入社 2001年4月 同社明石支社長 2002年4月 同社兵庫西支社長 2004年4月 同社愛知西支社長 2007年4月 同社長野支社長 2010年4月 当社顧問 2010年6月 取締役営業企画推進部担当（現任）
常勤監査役	—	安 藤 裕	1949年 8月31日生	1974年4月 当社入社 2001年6月 取締役損害サービス部長委嘱 2001年10月 取締役損害サービス本部長兼損害サービス部長委嘱 2004年4月 取締役損害サービス本部長委嘱 2005年4月 取締役損害サービス業務部長委嘱・首都圏損害サービス部担当 2006年4月 取締役損害サービス業務部・首都圏損害サービス部担当 2006年11月 取締役首都圏損害サービス部長委嘱・損害サービス業務部担当 2007年4月 取締役損害サービス業務部・サービスセンター管理部・本店損害サービス部担当 2007年8月 取締役検査部担当 2008年5月 取締役検査部長委嘱 2009年6月 常勤監査役（現任）
監査役	—	木 村 昌 平	1943年 5月2日生	1967年4月 セコム株式会社入社 1985年2月 同社取締役 1988年2月 同社常務取締役 1995年6月 同社専務取締役 2002年4月 同社代表取締役社長 2005年4月 同社取締役会長（現任） 2005年6月 当社監査役（現任） 〔主要な兼職〕 セコム株式会社 取締役会長
監査役	—	加 藤 幸 司	1953年 8月19日生	1977年4月 セコム株式会社入社 1989年5月 同社経営監理室次長 1990年10月 同社経営監理室長（現任） 1998年9月 当社監査役（現任） 〔主要な兼職〕 セコム株式会社 経営監理室長

（注）監査役木村昌平・加藤幸司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4 従業員の状況

1 人員、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

（2011年3月31日現在）

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
504	42.8	13.2	6,823,148

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2 採用方針

高い志を持ち、目標達成に向け全力で取り組むことができる自立（自律）した人材を確保するため、積極的に採用活動を展開しております。

3 研修制度

社員一人ひとりの成長こそが当社発展の原動力と考え、「自ら学び、考えて、実践する人材」、「保険のプロとして、お客さまの期待に応え、信頼される人材」、「目標達成のために、相互に協力し助け合う人材」の育成に、新たな能力開発・社員研修プログラムを策定して取り組んでおります。

4 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しております。

・財形貯蓄制度 ・社員持株会 ・保養所等厚生施設

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

1 直近事業年度における事業の概況（2010年度）

当期の我が国経済は、政府の経済対策や個人消費の持ち直し等により、緩やかに景気の回復が見られた一方、外国為替市場における急速な円高の進行により輸出が伸び悩むなど、年度の後半ではかげりが見られました。また、3月に発生した東日本大震災は未曾有の大災害を引き起こし、各方面へ大きな影響を与えました。

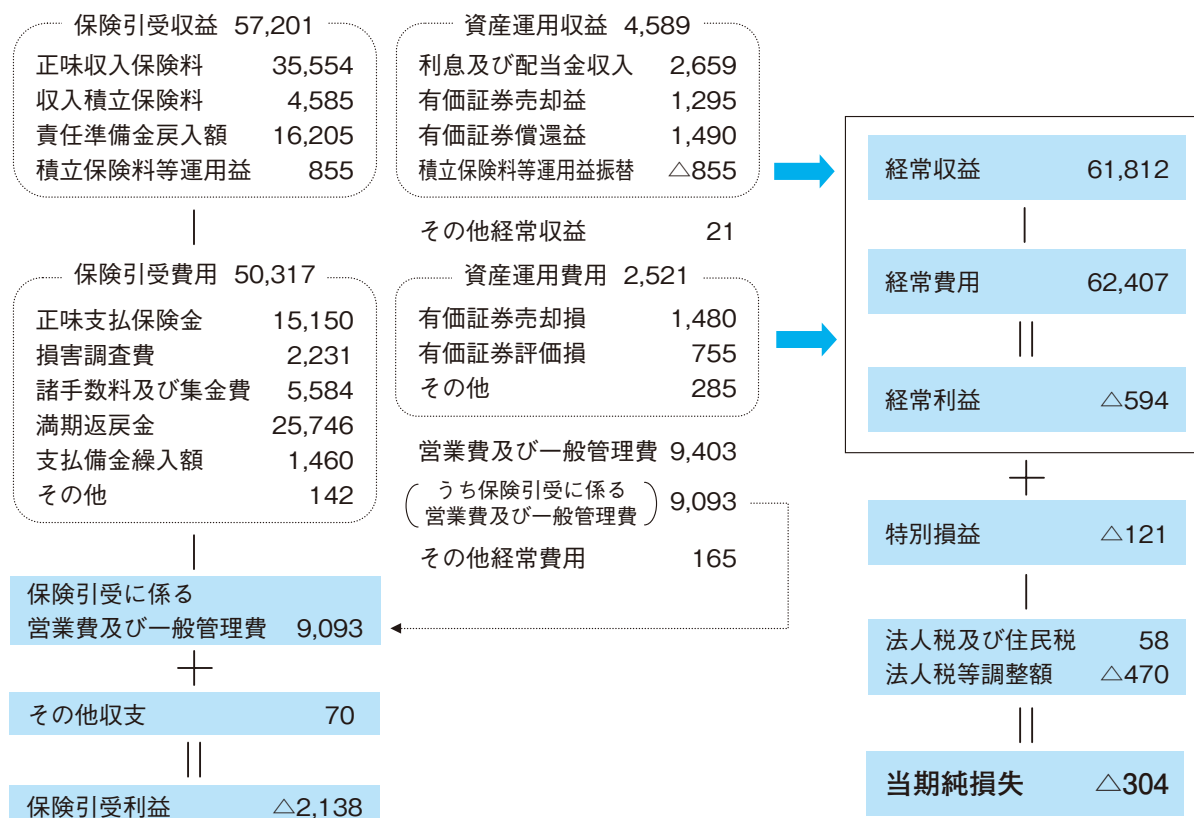
当社をとりまく損害保険業界におきましては、「社会の安定と経済の発展を支える」、「国民に安心と安全を提供する」という使命を担い、日本損害保険協会において、保険業法に基づく指定紛争解決機関として国の指定を受けた「そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）」を設立し、消費者からの損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申立てに対し、中立・公正な立場から問題解決に取り組んでいます。また、募集人に対する試験・教育制度を大きく見直し、業界全体の品質の向上を図り、消費者保護の徹底にも努めています。当業界では、この度の地震によるかつて経験したことのない『国難』に際し、被災地の復興と我が国の社会、経済の安定に向けて、総力を結集し取り組んでおります。当社としても、被災者に対する特別措置として、保険料の支払猶予、保険契約の事務手続きの簡素化等を行っております。

このような状況の中、当社におきましては、“信頼される安心を、社会へ。”をコーポレートメッセージとして掲げ「社会システム産業」の構築を目指すセコムグループの一員として、お客さまに適切な商品・サービスを提供することにより、安心できる生活や企業活動を支えることを使命とし、当期においては新社長の下、以下の施策を実施いたしました。

お客さまサービス向上の一環として、当社商品をよりわかりやすくお客さまへご紹介するため、ホームページを一新いたしました。特に、個人のお客さまから大変ご好評をいただいております「ガン保険」（自由診療保険メディコム）、「火災保険」（セコム安心マイホーム保険）、「自動車保険」（セコム安心マイカー保険）の3商品をトップページで大きくご紹介。それぞれの商品に関する『お客さまが知りたい情報』を豊富にご提供するとともに、資料請求やお見積り、ご契約のお申込へのアクセスも大きめのボタンで表示するなど、利便性の大幅な向上を図りました。

また、当社の主力商品である個人向け火災保険「セコム安心マイホーム保険」をお客さまのご希望に合わせて一層自由に補償や特約をお選びいただける商品へとリニューアルし、あわせて多くの皆さまに認知していただくため、TVCMも放映

●決算のしくみ（単位：百万円）



Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

いたしました。上記のほかに、既に当社で長期の火災保険をご契約いただいているお客さまに対しては、保険期間中に契約内容を確認できる仕組みとして「契約内容案内ハガキ」を送付するなど、お客さまサービスの更なる充実に努めました。

社会貢献活動としては、当社では乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」を応援しています。今後も、ピンクリボンフェスティバルへの協賛や乳ガン経験者のための「自由診療保険メディコムワン」の販売を通じて、乳ガン撲滅の啓発活動を続けてまいります。

このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益は572億1百万円、資産運用収益は45億89百万円、その他経常収益は21百万円となり、経常収益は前期に比べ60億65百万円減少し618億12百万円となりました。一方、保険引受費用は503億17百万円、資産運用費用は25億21百万円、営業費及び一般管理費は94億3百万円、その他経常費用は1億65百万円となり、経常費用は前期に比べ50億70百万円減少し624億7百万円となりました。この結果、経常損失は5億94百万円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純損失は3億4百万円となりました。

<当社が対処すべき課題>

震災や節電が経済に与えるマイナスの影響が予想される中、当社としては、損害保険事業の持続的な発展に努め、セコムグループならではの魅力ある商品やサービスをご提供するとともに、お客さまの視点に立った考え方を基本として、お客さまに信頼される損害保険会社を目指す所存であります。

また、2011年度から3年間の戦略を示した中期事業計画（2011～2013年度）を策定しました。この計画を着実に実行することによって、収益力の改善に努めてまいります。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

2 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
	2006年4月 1日から 2007年3月31日まで	2007年4月 1日から 2008年3月31日まで	2008年4月 1日から 2009年3月31日まで	2009年4月 1日から 2010年3月31日まで	2010年4月 1日から 2011年3月31日まで
経 常 収 益 (対 前 期 増 減 率)	142,103 (43.33%)	43,819 (△69.16%)	42,407 (△3.22%)	67,877 (60.06%)	61,812 (△8.94%)
経常利益または経常損失 (対 前 期 増 減 率)	327 (2,926.12%)	201 (△38.52%)	△13,404 (△6,761.19%)	399 (-%)	△594 (△248.65%)
当 期 純 利 益 ま た は 当 期 純 損 失 (対 前 期 増 減 率)	301 (△13.04%)	286 (△4.88%)	△13,017 (△4,636.44%)	379 (-%)	△304 (△180.16%)
資 本 金 の 額 (発行済株式の総数)	5,611 (28,000千株)	8,093 (45,000千株)	14,558 (112,000千株)	16,808 (162,000千株)	16,808 (162,000千株)
純 資 産 額	15,738	11,506	11,637	22,745	21,277
総 資 産 額	186,198	183,620	188,547	181,985	165,333
積立勘定として経 理された資産額	66,111	48,712	48,589	34,909	8,218
責 任 準 備 金 残 高	156,647	158,495	163,583	145,248	129,043
貸 付 金 残 高	19,486	16,239	13,617	11,804	10,020
有 価 証 券 残 高	124,020	120,619	111,439	100,036	96,273
保険金等の支払い能力 の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	600.4%	516.7%	496.4%	587.4%	665.4%
配 当 性 向	27.83%	—	—	—	—
従 業 員 数	519名	529名	528名	518名	504名
正味収入保険料の額 (対 前 期 増 減 率)	34,418 (7.57%)	35,212 (2.31%)	36,499 (3.65%)	37,158 (1.81%)	35,554 (△4.32%)

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

3 業務の状況を示す指標

1 主要な業務の状況を示す指標

1. 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額

正味収入保険料

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2008年度			2009年度			2010年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	16,138	44.2	12.5	15,702	42.3	△2.7	13,194	37.1	△16.0	
傷害	816	2.2	△11.3	744	2.0	△8.9	681	1.9	△8.5	
自動車	8,640	23.7	△2.9	8,446	22.7	△2.2	8,294	23.3	△1.8	
自動車損害賠償責任	2,116	5.8	△19.9	2,090	5.6	△1.2	2,179	6.1	4.3	
その他	8,786	24.1	4.5	10,174	27.4	15.8	11,204	31.5	10.1	
(うち満期戻総合)	323	0.9	△19.4	656	1.8	103.3	479	1.3	△26.9	
(うち費用利益)	4,625	12.7	16.6	6,034	16.2	30.5	7,681	21.6	27.3	
合 計	36,499	100.0	3.7	37,158	100.0	1.8	35,554	100.0	△4.3	

(注) 正味収入保険料は、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2008年度			2009年度			2010年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	災	21,321	48.2	9.6	21,228	42.6	△0.4	18,435	40.2	△13.2
傷	害	92	0.2	△51.5	168	0.3	82.7	523	1.1	210.2
自 動 車		8,819	19.9	△2.9	8,625	17.3	△2.2	8,475	18.5	△1.7
自動車損害賠償責任		1,780	4.0	△18.1	1,599	3.2	△10.1	1,586	3.5	△0.8
そ の 他		12,231	27.6	△3.2	18,267	36.6	49.3	16,815	36.7	△7.9
(うち満期戻総合)		2,785	6.3	△19.1	7,846	15.7	181.7	5,288	11.5	△32.6
(うち費用利益)		4,716	10.7	16.3	6,122	12.3	29.8	7,774	17.0	27.0
合 計		44,244	100.0	1.6	49,889	100.0	12.8	45,836	100.0	△8.1

(注) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) は、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

受再正味保険料

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2008年度			2009年度			2010年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	156	8.6	△27.2	93	5.3	△40.3	115	6.2	23.3	
傷 害	0	0.0	△53.4	0	0.0	△0.1	0	0.0	△42.1	
自 動 車	5	0.3	△4.0	6	0.3	3.0	6	0.3	2.3	
自動車損害賠償責任	1,514	82.8	△27.3	1,550	87.6	2.3	1,642	87.9	5.9	
そ の 他	152	8.3	△11.1	120	6.8	△20.7	103	5.5	△14.1	
(うち満期戻総合)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(うち費用利益)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	1,829	100.0	△26.1	1,770	100.0	△3.2	1,867	100.0	5.5	

支払再保険料

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2008年度			2009年度			2010年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	災	5,338	67.5	0.3	5,619	70.7	5.3	5,356	70.8	△4.7
傷	害	52	0.7	△18.4	45	0.6	△13.3	46	0.6	3.5
自動車	動	184	2.3	△1.3	184	2.3	△0.0	186	2.5	1.1
自動車損害賠償責任		1,178	14.9	△27.1	1,060	13.3	△10.1	1,049	13.9	△1.0
その他	の 他	1,151	14.6	△16.8	1,040	13.1	△9.6	924	12.2	△11.2
(うち満期戻総合)		17	0.2	△24.5	18	0.2	4.3	18	0.2	0.2
(うち費用利益)		90	1.1	2.6	88	1.1	△2.2	92	1.2	4.6
合 計		7,906	100.0	△7.8	7,950	100.0	0.6	7,563	100.0	△4.9

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

3. 解約返戻金の額および保険引受利益の額

解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2008年度	2009年度	2010年度
火 災	災 害	617	749	749
傷 害		785	624	202
自 動 車		119	106	120
自動車損害賠償責任		97	69	71
そ の 他		370	288	262
(うち満期戻総合)		330	255	243
(うち費用利益)		0	0	0
合 計		1,990	1,839	1,407

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2008年度	2009年度	2010年度
保 險 引 受 収 益		39,672	62,980	57,201
保 險 引 受 費 用		31,654	55,588	50,317
営業費及び一般管理費		9,486	9,205	9,093
そ の 他 収 支		70	55	70
保 險 引 受 利 益		△1,397	△1,758	△2,138

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2008年度		2009年度		2010年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災 害	4,318	30.3	5,399	34.7	4,378	28.9
傷 害		453	3.2	396	2.6	457	3.0
自 動 車		5,695	39.9	6,002	38.6	6,258	41.3
自動車損害賠償責任		1,910	13.4	1,881	12.1	2,010	13.3
そ の 他		1,890	13.2	1,876	12.1	2,045	13.5
(うち満期戻総合)		61	0.4	104	0.7	104	0.7
(うち費用利益)		423	3.0	641	4.1	886	5.9
合 計		14,268	100.0	15,556	100.0	15,150	100.0

(注) 正味支払保険金は、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

元受正味保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2008年度		2009年度		2010年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災 害	4,635	31.0	6,424	38.1	4,653	30.1
傷 害		452	3.0	396	2.4	457	3.0
自 動 車		5,795	38.7	6,118	36.3	6,450	41.7
自動車損害賠償責任		1,881	12.6	1,706	10.1	1,586	10.3
そ の 他		2,195	14.7	2,225	13.2	2,319	15.0
(うち満期戻総合)		61	0.4	104	0.6	104	0.7
(うち費用利益)		462	3.1	687	4.1	946	6.1
合 計		14,960	100.0	16,873	100.0	15,466	100.0

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2008年度		2009年度		2010年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		93	4.6	62	3.1	41	2.0
傷 害		1	0.1	0	0.0	0	0.0
自 動 車		5	0.3	5	0.3	4	0.2
自動車損害賠償責任		1,910	92.9	1,881	93.0	2,010	96.2
そ の 他		45	2.2	72	3.6	33	1.6
(うち満期戻総合)		—	—	—	—	—	—
(うち費用利益)		—	—	—	—	—	—
合 計		2,056	100.0	2,022	100.0	2,090	100.0

回収再保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2008年度		2009年度		2010年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		410	14.9	1,088	32.6	316	13.2
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		105	3.8	122	3.7	196	8.2
自動車損害賠償責任		1,881	68.5	1,706	51.1	1,586	65.9
そ の 他		350	12.8	421	12.6	306	12.7
(うち満期戻総合)		0	0.0	—	—	—	—
(うち費用利益)		39	1.4	46	1.4	60	2.5
合 計		2,748	100.0	3,338	100.0	2,406	100.0

6. 1人当たり保険料

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2008年度		2009年度		2010年度	
		金 額	増収率	金 額	増収率	金 額	増収率
従業員1人当たり 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)		83	1.8	96	14.9	90	△5.6

(注) 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

2 保険契約に関する指標

1. 契約者配当金の額

積立保険では、満期を迎えられたご契約者に対し、満期返れい金をお支払いするとともに、契約者配当金をお支払いしています。（契約者配当金が0円となる場合もあります。）

2010年度に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金および2011年度に満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

① 満期戻総合保険

資産運用等により余剰が生じた場合には、契約者配当金をお支払いしています。契約者配当金は年1回確定方式です。

◎ 2010年4月1日から2011年3月31日までに満期を迎えられたご契約者に対してお支払いした契約者配当金の例
（満期返れい金100万円の場合）

満期年度 保険期間 払込方法	保険期間5年				保険期間6年	保険期間10年			
	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱	一時払	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱
2010年4月 ～2010年11月	15,500円	7,300円	6,500円	5,800円	27,700円	7,400円	4,400円	4,200円	4,000円
2010年12月 ～2011年3月	20,500円	9,800円	8,700円	7,800円	27,700円	7,400円	4,400円	4,200円	4,000円

◎ 2011年4月1日から2012年3月31日までに満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金の例
（満期返れい金100万円の場合）

満期年度 保険期間 払込方法	保険期間5年				保険期間6年	保険期間10年			
	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱	一時払	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱
2011年4月 ～2011年11月	20,500円	5,600円	4,500円	3,700円	15,500円	7,400円	3,600円	3,400円	3,300円
2011年12月 ～2012年3月	20,500円	5,600円	4,500円	3,700円	20,500円	7,400円	3,600円	3,400円	3,300円

② 積立普通傷害保険

保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約毎に契約者配当金を計算してお支払いしています。契約者配当金は毎月変動します。

◎ 2010年6月1日から同月30日までに満期を迎えられたご契約者に対してお支払いした契約者配当金の例
（満期返れい金100万円の場合）

満期月 保険期間 払込方法	保険期間5年				保険期間10年			
	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱
2010年6月	—	—	—	—	—	—	—	—

◎ 2011年6月1日から同月30日までに満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金の例
（満期返れい金100万円の場合）

満期月 保険期間 払込方法	保険期間5年				保険期間10年			
	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱	一時払	年 払	半年払	月 払 団体扱
2011年6月	—	—	—	—	—	—	—	—

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

2. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	29.2	34.2	63.4	36.7	34.5	71.3	36.3	39.0	75.3
傷害	75.4	82.6	158.0	71.6	71.8	143.3	84.9	78.2	163.0
自動車	82.0	43.6	125.6	86.7	45.0	131.7	90.0	46.3	136.3
自動車損害賠償責任	97.6	24.4	122.1	98.1	22.7	120.7	99.3	17.9	117.3
その他	26.2	51.1	77.3	22.0	48.4	70.4	21.3	42.5	63.8
(うち満期戻総合)	25.2	107.6	132.8	19.1	61.4	80.5	26.2	73.4	99.5
(うち費用利益)	13.4	69.7	83.1	13.7	63.8	77.5	13.6	49.2	62.8
合 計	46.0	41.0	87.0	48.2	40.8	89.0	48.9	41.3	90.2

- (注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷(正味収入保険料)
 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)
 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	48.1	46.7	94.8	42.2	43.6	85.8	62.1	40.4	102.5
傷害	53.2	57.0	110.1	54.2	50.7	104.9	54.9	61.3	116.2
自動車	82.1	42.7	124.8	92.9	43.9	136.8	90.0	45.3	135.3
その他	24.3	47.3	71.6	25.1	46.5	71.6	22.5	24.7	47.2
(うち満期戻総合)	17.9	68.3	86.2	22.7	58.9	81.6	11.5	63.8	75.3
(うち費用利益)	16.3	69.3	85.6	18.7	64.3	83.0	17.8	49.4	67.1
《 医 療 》	21.2	43.2	64.4	7.0	26.4	33.3	17.1	23.7	40.9
《 が ん 》	15.4	72.6	88.0	15.5	66.4	81.9	16.4	53.3	69.7
合 計	50.1	46.2	96.3	49.9	44.9	94.7	54.9	42.5	97.4

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分 \ 年 度	2008年度	2009年度	2010年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	－%	－%	－%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

5. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2010年度	41社 (1社)	68.7% (100.0%)
2009年度	36社 (1社)	65.3% (100.0%)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

6. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	B B B 以上	その他 (格付なし・不明・B B 以下)	合計
2010年度	100.0% (100.0%)	－% (－%)	－% (－%)	100.0% (100.0%)
2009年度	100.0% (100.0%)	－% (－%)	－% (－%)	100.0% (100.0%)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
- ＜格付区分の方法＞
- ① S & P社の格付けを使用しています。A-以上は「A 以上」に区分しています。
- ② S & P社の格付けがない場合はA.M. Best社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A 以上」、B++およびB+は「B B B 以上」、B未満は「その他（格付なし・不明・BB以下）」に区分しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

7. 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		2008年度末	2009年度末	2010年度末
1	年度開始時の未収再保険金	211 (22)	205 (20)	295 (28)
2	当該年度に回収ができる事由が発生した額	713 (39)	1,558 (46)	751 (48)
3	当該年度回収等	718 (40)	1,468 (38)	810 (52)
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	205 (20)	295 (28)	236 (24)

- (注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

3 経理に関する指標

1. 支払備金の額および責任準備金の額

(単位：百万円)

年 度 種 目		支払備金			責任準備金		
		2008年度末	2009年度末	2010年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末
火災		1,987	1,625	2,956	55,818	60,634	63,806
傷害		348	386	284	50,366	29,448	10,395
自動車		4,022	4,671	4,828	4,721	4,902	5,136
自動車損害賠償責任		699	712	802	7,372	7,096	6,818
その他の		1,455	1,643	1,628	45,304	43,166	42,886
(うち満期戻総合)		44	74	12	39,444	36,290	34,554
(うち費用利益)		463	679	924	1,673	2,563	4,258
合 計		8,514	9,038	10,499	163,583	145,248	129,043

2. 責任準備金積立水準

区 分		2009年度末	2010年度末
積 立 方 式	標準責任準備金対象契約	—	—
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積立している普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

2009年度

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備 考
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	259	241	1	※258	241	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	650	939	33	※617	939	※洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
役員退職慰労引当金		50	45	27	23	45	
賞与引当金		330	320	—	330	320	
価格変動準備金		72	69	—	—	142	
計		1,364	1,689	454	909	1,689	

2010年度

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備 考
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	241	211	32	※208	211	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	939	874	89	※850	874	※洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
役員退職慰労引当金		45	40	14	30	40	
賞与引当金		320	319	—	320	319	
価格変動準備金		142	65	—	—	207	
計		1,689	1,511	136	1,410	1,654	

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

4. 貸付金償却の額

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2008年度	2009年度	2010年度
貸 付 金 償 却 額	30	35	228

5. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

区 分 \ 年 度	2009年度	2010年度
損害率の上昇 シ ナ リ オ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	300百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 0百万円	304百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 0百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

6. 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2008年度	2009年度	2010年度
人 件 費	4,658	4,566	4,493
物 件 費	7,328	7,007	6,751
税 金	411	380	359
火災予防拠出金 および交通事故 予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機 構に対する負担金	27	28	30
諸手数料及び集金費	5,483	5,949	5,584
合 計	17,908	17,933	17,219

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額であります。

7. 有価証券損益明細表

(単位：百万円)

区 分 \ 種 類 年 度	売 却 益			売 却 損			評 価 損		
	2008年度	2009年度	2010年度	2008年度	2009年度	2010年度	2008年度	2009年度	2010年度
国 債 等	80	167	122	15	1	—	—	1,407	90
株 式 等	369	515	716	45	76	417	7,400	300	665
外 国 証 券 等	243	1,881	455	30	75	1,063	6,027	—	—
合 計	693	2,563	1,295	91	153	1,480	13,428	1,707	755

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

8. 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

資産の種類	取得原価	2009年度 償却額	償却 累計額	2009年度末 残高	償却 累計率	取得原価	2010年度 償却額	償却 累計額	2010年度末 残高	償却 累計率
建物	127	2	73	53	58.0	127	2	76	50	60.0
その他の有形固定資産	890	237	514	376	57.8	928	172	697	231	75.1
計	1,018	240	588	429	57.8	1,055	175	773	282	73.3

9. 固定資産処分損益

2009年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	処分益	処分損		
		売却	売却	その他	計
有形固定資産		—	—	—	—
(土地)		(—)	(—)	(—)	(—)
(建物)		(—)	(—)	(—)	(—)
その他の有形固定資産		—	—	9	9
合 計		—	—	9	9

2010年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	処分益	処分損		
		売却	売却	その他	計
有形固定資産		—	—	—	—
(土地)		(—)	(—)	(—)	(—)
(建物)		(—)	(—)	(—)	(—)
その他の有形固定資産		—	—	6	6
合 計		—	—	6	6

10. リース取引

リース物権の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(単位：百万円)

区 分	年 度	2009年度	2010年度
取得価額相当額		246	186
減価償却累計額相当額		172	145
期末残高相当額		74	40
未経過リース料期末残高相当額			
1 年 内		35	25
1 年 超		45	20
計		81	45
支払リース料			
減価償却費相当額		43	33
支払利息相当額		4	2
計		48	38

(注) 減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

オペレーティング・リース取引

(単位：百万円)

区 分	年 度	2009年度	2010年度
未経過リース料			
1 年 内		17	21
1 年 超		16	20
計		33	41

(注) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

4 資産運用に関する指標

1. 現金および預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
現 金		0	0	0
預 貯 金		8,537	15,430	11,012
(郵便振替・郵便貯金)		(192)	(154)	(157)
(当 座 預 金)		(211)	(211)	(212)
(普 通 預 金)		(7,333)	(14,364)	(10,342)
(通 知 預 金)		(300)	(200)	(300)
(定 期 預 金)		(500)	(500)	(—)
合 計		8,538	15,431	11,013

2. 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 貯 金		8,537	4.5	15,430	8.5	11,012	6.7
コ ー ル ロ ー ン		36,500	19.4	36,500	20.1	29,500	17.8
金 銭 の 信 託		0	0.0	0	0.0	—	—
有 価 証 券		111,439	59.1	100,036	55.0	96,273	58.2
貸 付 金		13,617	7.2	11,804	6.5	10,020	6.1
土 地 ・ 建 物		75	0.0	73	0.0	70	0.0
運 用 資 産 計		170,170	90.3	163,845	90.0	146,878	88.8
総 資 産		188,547	100.0	181,985	100.0	165,333	100.0

3. 利息配当収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2008年度		2009年度		2010年度	
		金 額	利回り	金 額	利回り	金 額	利回り
預 貯 金		24	0.25	12	0.09	11	0.08
コ ー ル ロ ー ン		60	0.28	27	0.10	32	0.09
金 銭 の 信 託		0	0.25	0	0.13	0	0.06
有 価 証 券		2,552	1.99	2,916	2.43	2,418	2.68
(公 社 債)		(804)	(1.68)	(833)	(1.58)	(627)	(1.65)
(株 式)		(441)	(1.91)	(696)	(3.81)	(572)	(3.50)
(外 国 証 券)		(930)	(2.29)	(1,030)	(2.85)	(893)	(3.46)
(その他の証券)		(376)	(2.27)	(355)	(2.75)	(324)	(3.22)
貸 付 金		347	2.22	248	1.96	178	1.67
土 地 ・ 建 物		0	0.44	0	0.46	0	0.15
小 計		2,985	1.70	3,205	1.84	2,641	1.76
そ の 他		9	—	18	—	17	—
合 計		2,994	—	3,223	—	2,659	—

(注) 計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・ 分子＝利息及び配当金収入（金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。）
- ・ 分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

従来の「運用資産利回り（インカム利回り）」のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できていないと考え、資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として「資産運用利回り（実現利回り）」と時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため参考開示として「時価総合利回り」を開示しています。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

4. 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円、％）

年 度 区 分	2008年度			2009年度			2010年度		
	資産運用 損益（実 現ベース）	平均運用 額（取得原 価ベース）	利回り	資産運用 損益（実 現ベース）	平均運用 額（取得原 価ベース）	利回り	資産運用 損益（実 現ベース）	平均運用 額（取得原 価ベース）	利回り
預 貯 金	24	9,820	0.25	12	13,724	0.09	11	13,053	0.08
コ ー ル ロ ー ン	60	21,487	0.28	27	27,982	0.10	32	35,991	0.09
金 銭 の 信 託	0	0	0.25	0	0	0.13	0	0	0.06
有 価 証 券	△10,269	128,127	△8.01	3,618	120,081	3.01	2,817	90,261	3.12
（公 社 債）	(868)	(47,773)	(1.82)	(△412)	(52,710)	(△0.78)	(698)	(37,952)	(1.84)
（株 式）	(△6,632)	(23,079)	(△28.74)	(833)	(18,291)	(4.56)	(207)	(16,382)	(1.26)
（外 国 証 券）	(△1,622)	(40,713)	(△3.99)	(2,364)	(36,151)	(6.54)	(1,801)	(25,840)	(6.97)
（その他の証券）	(△2,883)	(16,561)	(△17.41)	(832)	(12,928)	(6.43)	(111)	(10,086)	(1.11)
貸 付 金	350	15,677	2.23	248	12,674	1.96	178	10,741	1.67
土 地 ・ 建 物	0	78	0.44	0	75	0.46	0	72	0.15
金 融 派 生 商 品	514	—	—	△79	—	—	△134	—	—
そ の 他	9	—	—	18	—	—	17	—	—
合 計	△9,310	175,191	△5.31	3,845	174,538	2.20	2,924	150,120	1.95

（注）計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

5. （参考）時価総合利回り

（単位：百万円、％）

年 度 区 分	2008年度			2009年度			2010年度		
	資 産 運 用 損 益 等（時価 ベ ー ス）	平均運用 額（時価 ベ ー ス）	利回り	資 産 運 用 損 益 等（時価 ベ ー ス）	平均運用 額（時価 ベ ー ス）	利回り	資 産 運 用 損 益 等（時価 ベ ー ス）	平均運用 額（時価 ベ ー ス）	利回り
預 貯 金	24	9,820	0.25	12	13,724	0.09	11	13,053	0.08
コ ー ル ロ ー ン	60	21,487	0.28	27	27,982	0.10	32	35,991	0.09
金 銭 の 信 託	0	0	0.25	0	0	0.13	0	0	0.06
有 価 証 券	△9,205	123,678	△7.44	10,932	116,697	9.37	1,077	94,191	1.14
（公 社 債）	(△562)	(48,068)	(△1.17)	(1,479)	(51,573)	(2.87)	(784)	(38,707)	(2.03)
（株 式）	(△4,155)	(20,841)	(△19.94)	(3,158)	(18,530)	(17.05)	(△778)	(18,945)	(△4.11)
（外 国 証 券）	(△1,664)	(39,584)	(△4.20)	(4,677)	(34,981)	(13.37)	(575)	(26,982)	(2.13)
（その他の証券）	(△2,822)	(15,184)	(△18.59)	(1,616)	(11,611)	(13.92)	(495)	(9,554)	(5.19)
貸 付 金	350	15,677	2.23	248	12,674	1.96	178	10,741	1.67
土 地 ・ 建 物	0	78	0.44	0	75	0.46	0	72	0.15
金 融 派 生 商 品	514	—	—	△79	—	—	△134	—	—
そ の 他	9	—	—	18	—	—	17	—	—
合 計	△8,246	170,742	△4.83	11,160	171,153	6.52	1,183	154,050	0.77

（注）計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額－前期末評価差額）＋繰延ヘッジ損益増減
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- ＊税効果控除前の金額によります。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

6. 海外投融資残高の内訳と利回り

(単位：百万円、%)

区 分		2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
外貨建	外国公社債	7,666	20.1	9,398	28.6	14,376	49.9
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	7,666	20.1	9,398	28.6	14,376	49.9
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	25,433	66.8	15,574	47.4	7,523	26.1
	その他	4,980	13.1	7,909	24.1	6,892	23.9
	計	30,413	79.9	23,484	71.4	14,415	50.1
合 計		38,079	100.0	32,883	100.0	28,791	100.0
海外投融資利回り							
運用資産利回り (インカム利回り)		2.13		2.63		3.19	
資産運用利回り (実現利回り)		△3.71		6.03		6.43	
(参考) 時価 総合利回り		△5.81		13.15		2.84	

(注) 1. 円貨建「その他」は、優先出資証券および外国投資信託です。

2. 「運用資産利回り (インカム利回り)」は、前記「3. 利息配当収入の額および運用資産利回り (インカム利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

3. 「資産運用利回り (実現利回り)」は、前記「4. 資産運用利回り (実現利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

4. 「(参考) 時価総合利回り」は、前記「5. (参考) 時価総合利回り」に記載した計算方法により算出しています。

7. 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

8. 保有有価証券種類別残高

(単位：百万円、%)

区 分		2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 方	債	608	0.5	2,705	2.7	18,704	19.4
	債	3,358	3.0	3,374	3.4	1,917	2.0
	債	41,710	37.4	33,331	33.3	25,838	26.8
株	式	17,666	15.9	19,547	19.5	16,042	16.7
外 国	証 券	35,651	32.0	30,211	30.2	27,340	28.4
そ の 他	の 証 券	12,442	11.2	10,866	10.9	6,429	6.7
合 計		111,439	100.0	100,036	100.0	96,273	100.0

9. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分		運用資産利回り (インカム利回り)			資産運用利回り (実現利回り)			(参考) 時価総合利回り		
		2008年度	2009年度	2010年度	2008年度	2009年度	2010年度	2008年度	2009年度	2010年度
公 社	債	1.68	1.58	1.65	1.82	△0.78	1.84	△1.17	2.87	2.03
	式	1.91	3.81	3.50	△28.74	4.56	1.26	△19.94	17.05	△4.11
外 国	証 券	2.29	2.85	3.46	△3.99	6.54	6.97	△4.20	13.37	2.13
そ の 他	の 証 券	2.27	2.75	3.22	△17.41	6.44	1.11	△18.59	13.92	5.19
合 計		1.99	2.43	2.68	△8.01	3.01	3.12	△7.44	9.37	1.14

(注) 1. 「運用資産利回り (インカム利回り)」は、前記「3. 利息配当収入の額および運用資産利回り (インカム利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

2. 「資産運用利回り (実現利回り)」は、前記「4. 資産運用利回り (実現利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

3. 「(参考) 時価総合利回り」は、前記「5. (参考) 時価総合利回り」に記載した計算方法により算出しています。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

10. 有価証券残存期間別残高

2009年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	債 権	—	185	336	91	1,018	1,073	2,705
地 方 債	債 権	1,446	1,216	711	—	—	—	3,374
社 債	債 権	4,214	8,945	6,179	6,127	6,091	1,773	33,331
株 式	債 権	—	—	—	—	—	19,547	19,547
外 国 証 券	債 権	3,780	6,601	7,275	3,210	2,482	6,861	30,211
そ の 他 の 証 券	債 権	—	—	—	—	—	10,866	10,866
合 計		9,440	16,949	14,501	9,429	9,592	40,122	100,036

2010年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	債 権	—	363	247	—	14,969	3,124	18,704
地 方 債	債 権	—	1,917	—	—	—	—	1,917
社 債	債 権	2,278	8,710	4,025	6,141	4,132	550	25,838
株 式	債 権	—	—	—	—	—	16,042	16,042
外 国 証 券	債 権	1,402	8,949	7,100	2,770	—	7,118	27,340
そ の 他 の 証 券	債 権	—	—	—	—	—	6,429	6,429
合 計		3,681	19,940	11,372	8,911	19,102	33,265	96,273

11. 業種別保有株式

(単位：千株、百万円、%)

区 分	年 度	2008年度末			2009年度末			2010年度末		
		株 数	貸借対照表 計上額	構成比	株 数	貸借対照表 計上額	構成比	株 数	貸借対照表 計上額	構成比
1. 金融・保険業		13,168	5,508	31.2	12,666	5,144	26.3	12,666	4,805	30.0
2. 化学工業		6,142	2,026	11.5	6,146	2,645	13.5	5,714	2,357	14.7
3. 商業		3,736	2,049	11.6	3,403	2,164	11.1	3,358	1,844	11.5
4. 電気・ガス業		1,686	1,999	11.3	1,871	1,913	9.8	1,871	1,407	8.8
5. 電気機器		2,373	993	5.6	2,373	1,767	9.0	2,154	1,237	7.7
6. 食料品		1,299	909	5.1	1,221	839	4.3	1,221	769	4.8
7. 情報・通信業		176	526	3.0	181	683	3.5	181	679	4.2
8. 機械		2,052	640	3.6	1,952	1,063	5.4	1,722	626	3.9
9. 陸運業		912	437	2.5	944	626	3.2	774	462	2.9
10. 不動産業		646	330	1.9	547	329	1.7	547	396	2.5
11. その他		8,598	2,244	12.7	6,680	2,369	12.1	5,604	1,455	9.1
合 計		40,791	17,666	100.0	37,987	19,547	100.0	35,815	16,042	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2. 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでおります。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しております。

12. 貸付金の残存期間別残高

2009年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
固 定 金 利		465	1,123	260	254	3,577	2,013	7,695
変 動 金 利		477	2,395	1,000	—	172	15	4,061
合 計		942	3,518	1,260	254	3,750	2,029	11,756

2010年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
固 定 金 利		1,001	165	129	91	3,500	1,612	6,500
変 動 金 利		527	2,807	—	149	—	—	3,484
合 計		1,528	2,972	129	241	3,500	1,612	9,984

(注) 約款貸付は除いております。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

13. 担保別貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担 保 貸 付	4,782	35.1	3,608	30.6	2,506	25.0
有価証券担保貸付	193	1.4	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	4,589	33.7	3,608	30.6	2,506	25.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—	—	—
保 証 貸 付	497	3.6	460	3.9	435	4.3
信 用 貸 付	7,755	56.9	7,177	60.8	6,654	66.4
そ の 他	517	3.8	510	4.3	387	3.9
一 般 貸 付 計	13,552	99.5	11,756	99.6	9,984	99.6
約 款 貸 付	65	0.5	47	0.4	36	0.4
合 計	13,617	100.0	11,804	100.0	10,020	100.0
うち劣後特約貸付	4,717	34.6	4,706	39.9	4,695	46.9

14. 使途別の貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	12,003	88.1	10,495	88.9	9,483	94.6
設 備 資 金	1,614	11.9	1,308	11.1	537	5.4
合 計	13,617	100.0	11,804	100.0	10,020	100.0

15. 業種別の貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 林 ・ 水 産 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	200	1.5	177	1.5	92	0.9
製 造 業	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	7,538	55.4	6,547	55.5	6,185	61.7
不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	1,791	13.2	1,670	14.2	1,166	11.6
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	195	1.4	172	1.5	149	1.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 等	2,613	19.2	2,142	18.1	2,003	20.0
そ の 他	696	5.1	536	4.5	—	—
(うち個人住宅・ 消費者ローン)	(696)	(5.1)	(536)	(4.5)	(—)	(—)
計	13,034	95.7	11,246	95.3	9,596	95.8
公 共 団 体	517	3.8	510	4.3	387	3.9
公 社 ・ 公 団	—	—	—	—	—	—
約 款 貸 付	65	0.5	47	0.4	36	0.4
合 計	13,617	100.0	11,804	100.0	10,020	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

16. 規模別の貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
大 企 業		11,716	86.5	9,776	83.2	8,873	88.9
中 堅 企 業		266	2.0	239	2.0	150	1.5
中 小 企 業		355	2.6	233	2.0	137	1.4
そ の 他		1,213	9.0	1,506	12.8	822	8.2
一 般 貸 付 計		13,552	100.0	11,756	100.0	9,984	100.0

- (注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
2. 中堅企業とは、1. の「大企業」及び3. の「中小企業」以外の企業をいいます。
3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、公企業、個人ローン等です。

17. 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
首 都 圏		10,964	85.3	9,237	82.3	8,447	84.6
近 畿 圏		195	1.5	172	1.5	149	1.5
そ の 他		1,696	13.2	1,810	16.1	1,387	13.9
合 計		12,856	100.0	11,220	100.0	9,984	100.0

- (注) 1. 個人ローン、約款貸付等は含みません。
2. 地域の区分は、貸付先企業の本社所在地による分類です。

18. 国内企業向け貸付金残存期間別残高

2009年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
合 計		940	3,487	1,225	191	3,672	1,701	11,220

2010年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
合 計		1,528	2,972	129	241	3,500	1,612	9,984

19. 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
土 地 (営 業 用)		19 (19)	19 (19)	19 (19)
建 物 (営 業 用)		56 (56)	53 (53)	50 (50)
その他の有形固定資産		347	376	231
合 計		423	449	301

20. 長期性資産

(単位：百万円)

区 分	年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
長 期 性 資 産		86,063	62,226	41,643

- (注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

21. 住宅関係融資

(単位：百万円、%)

区 分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人 向 ロ ー ン	696	100.0	536	100.0	—	—
住 宅 金 融 会 社 貸 付	—	—	—	—	—	—
地 方 住 宅 供 給 公 社 貸 付	—	—	—	—	—	—
合 計	696	100.0 (5.1)	536	100.0 (4.5)	—	—
総 貸 付 残 高	13,617	—	11,804	—	10,020	—

(注) 合計欄の () 内は総貸付残高に対する比率です。

22. その他資産明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度末	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末
未 収 保 険 料	58	38	47	150	93
代 理 店 貸	1,135	1,132	1,196	1,100	1,252
共 同 保 険 貸	25	35	32	24	14
再 保 険 貸	764	910	785	904	855
外 国 再 保 険 貸	306	132	126	119	81
未 収 金	528	513	1,699	704	806
未 収 収 益	582	645	608	626	572
預 託 金	277	271	261	249	200
地 震 保 険 預 託 金	1,213	1,302	1,396	1,502	1,622
仮 払 金	2,001	1,588	1,157	1,023	799
そ の 他 の 資 産	71	71	71	71	73
そ の 他 資 産 合 計	6,965	6,642	7,383	6,477	6,372

5 特別勘定に関する指標

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

4 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

年 度 種 目		2009年度末					合 計
		普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	
火 災	災害	53,760	6,873	—	—	—	60,634
傷 害	車 禍	339	1,261	22	27,815	9	29,448
自 動 車	損 害	3,064	1,838	0	—	—	4,902
自動車損害賠償責任	賠償責任	7,096	—	—	—	—	7,096
満 期 戻 金	総 合	846	1,028	1	33,676	737	36,290
費 用 利 益	他	1,775	782	4	—	—	2,563
そ の 他		2,170	2,141	—	—	—	4,312
合 計		69,053	13,926	28	61,492	746	145,248

(単位：百万円)

年 度 種 目		2010年度末					合 計
		普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	
火 災	災害	56,431	7,374	—	—	—	63,806
傷 害	車 禍	218	1,261	24	8,878	12	10,395
自 動 車	損 害	3,032	2,104	0	—	—	5,136
自動車損害賠償責任	賠償責任	6,818	—	—	—	—	6,818
満 期 戻 金	総 合	761	1,028	2	32,164	597	34,554
費 用 利 益	他	3,231	1,027	—	—	—	4,258
そ の 他		1,851	2,222	—	—	—	4,073
合 計		72,334	15,019	26	41,042	609	129,043

5 期首時点支払準備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

年 度	期首支払準備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払準備金	当期把握 見積り差額
2006年度	6,251	4,777	3,464	△1,990
2007年度	7,667	4,399	3,528	△261
2008年度	7,917	4,444	3,659	△186
2009年度	8,930	5,683	3,643	△396
2010年度	8,542	5,246	3,817	△521

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払準備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払準備金）

Ⅱ. 当社の主要な業務に関する事項

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位：百万円、%)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 十支 計保 険金 払備金	事故発生 年度末	5,806			5,690			5,559			6,109			6,286		
	1年後	6,026	103.8	219	5,885	103.4	194	6,119	110.1	559	6,399	104.7	290			
	2年後	6,154	102.1	128	6,066	103.1	180	6,267	102.4	148						
	3年後	6,188	100.6	34	6,175	101.8	109									
	4年後	6,185	100.0	△3												
最終損害 見積り額		6,556			6,178			6,303			6,624			6,286		
累計保険金		5,943			5,643			5,570			5,193			4,025		
支払備金		612			535			733			1,430			2,260		

傷害保険

(単位：百万円、%)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 十支 計保 険金 払備金	事故発生 年度末	408			361			330			321			285		
	1年後	419	102.5	10	387	107.2	26	340	103.0	9	341	106.2	20			
	2年後	422	100.7	3	385	99.4	△2	347	102.1	7						
	3年後	417	98.7	△5	387	100.5	2									
	4年後	404	96.9	△13												
最終損害 見積り額		404			387			347			341			285		
累計保険金		404			376			332			289			118		
支払備金		0			11			15			51			166		

賠償責任保険

(単位：百万円、%)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 十支 計保 険金 払備金	事故発生 年度末	528			701			520			438			365		
	1年後	578	109.5	50	557	79.6	△143	448	86.2	△71	390	89.2	△47			
	2年後	576	99.7	△2	570	102.3	12	428	95.5	△20						
	3年後	591	102.6	14	563	98.9	△6									
	4年後	546	92.5	△44												
最終損害 見積り額		546			563			428			390			365		
累計保険金		538			514			380			269			163		
支払備金		8			48			47			121			201		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

Ⅲ. 当社の運営

1 リスク管理の体制

損害保険事業をとりまく環境が急速に変化している中、当社の事業も多様化しており、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどの経営に係るさまざまなリスクを的確に把握し、コントロールすることが大変重要となっています。

この重要性に鑑み、当社では、「リスク管理委員会」の設置に加えリスク管理委員会の下に、詳細検討を行う為の「ALM小委員会」「保険引受リスク小委員会」「オペレーショナルリスク小委員会」を設置し、経営をとりまくリスク全般を総合的に管理する体制を明確化し、適切かつ厳正なリスク管理に努めています。

1. 統合リスク管理

当社では、財務の健全性を確保するため、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクの各リスク量を計測し、これらを統合したリスク総量と経営体力（実質自己資本）を対比する統合リスク管理を行い、定期的にリスク管理委員会に報告し、管理しています。

リスク量の計測には、資産運用リスクについては、資産内容により、計測期間3カ月、6カ月、1年を用いた信頼水準95% VaR（バリュー・アット・リスク）を、保険引受リスクおよびオペレーショナル・リスクについてはソルベンシー・マージン比率の算出基準を使用してリスク量を計測しています。

2011年3月期において当社のリスクは約120億円、実質自己資本は約390億円となっており、十分な健全性が確保されています。

2. 保険引受リスク

当社の保険引受にあたっては、「契約引受規程」に基づいて引受が行われていますが、「商品業務部」「再保険部」が総括部署として予定損害率を超えた損害が発生するリスクなどに備え、再保険契約締結や損害率の継続的な検証など適正なリスクコントロールに努めています。

さらに、「リスク管理委員会」において、他のリスクとともに総合的に検証する体制をとっています。

－再保険について－

① 保有・出再の基本的な方針

地震や台風などの自然災害の集積リスクについては、異常危険準備金で十分にまかなえる範囲で保有を決定し、超過する部分については最適な再保険カバーの設定に努めています。

一方、火災保険や自動車保険等における通常リスクについては、リスクの内容や特性、過去の成績、再保険市場の動向を考慮した上で保有を定め、超過する部分については、最適な再保険カバーを確保し、安定的なリスク移転に努めています。

なお、出再については確実に再保険金を回収できるよう、外部格付機関により一定以上の格付を有している受再会社を選定したうえで、特に外国再保険者に関しては特定の再保険会社に偏らないよう分散に留意しています。出再後も常時、受再会社の格付動向をモニタリングし、信用リスクに不安が生じた際に適切な対応ができるように努めています。

② 受再の基本的な方針

受再については、基本的に国内の優良契約のみを選別して引受けしています。海外からの受再についてはリスクの判断が難しいことから、原則として行っていません。

③ 再保険カバーの入手方法

外部格付機関により一定以上の格付を取得している再保険会社から、直接あるいは再保険ブローカーを通じて再保

Ⅲ. 当社の運営

除カバーを入手しています。

④ 自然災害リスク

外部専門機関の算出したリスク分析値を参考にしてPML（予想最大損害額）を把握し、異常危険準備金、ソルベンシー・マージン比率の水準も考慮しながら、出再スキームを決定しています。具体的には、地震については関東大震災、台風については再現期間70年の規模（伊勢湾台風再来クラス）が発生した場合にも対応できる再保険カバーを手配しています。

3. 資産運用リスク・流動性リスク

当社の資産運用にあたっては、資産運用担当部で策定されたリスク管理規程に基づいてリスク管理に配慮した業務運営が行われていますが、「総合企画部」が各リスク管理規程の検証や市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクなどの資産運用に係るリスクや長期資金繰りに係る流動性リスクの管理状況を監視し、「財務部」が短期資金繰りに係る流動性リスクを統括・管理しています。さらに「リスク管理委員会」において、他のリスクとともに総合的に検証する体制をとっています。また、資産運用リスクについては、通常の市場変化を超える動きが発生した場合の影響度を測定するストレステストを定期的実施し、リスク管理委員会に報告しています。

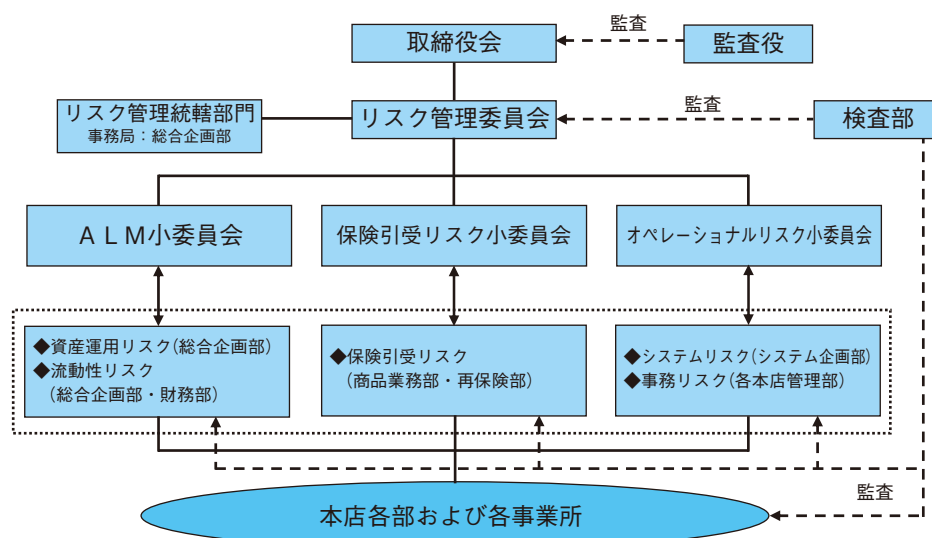
4. 事務リスク・システムリスク（オペレーショナルリスク）

事務リスク・システムリスク全般については、各担当部署が各種規程に基づき業務を遂行していますが、事業所の事務リスクについては「事務部」が、システムリスクについては「システム企画部」が総括部署としてリスクコントロールを行い、「リスク管理委員会」が他のリスクとともに総合的にチェックすることとしています。

5. その他の管理体制

当社は、大規模災害発生時における人的、物的リスクへの対応として、「災害対策委員会」を設置し、地震災害をはじめとするさまざまな災害時のお客さま対応や事務対応など迅速かつ適切な諸対応のための体制を整備しています。また、新型インフルエンザ大流行時においても、損害保険会社として、お客さまや取引先および代理店に対するサービスを低下させないことと、従業員等の安全確保を最優先として社会的信用、信頼を損なわないために当社が行うべき対応等の確かつ迅速な実施に資することを目的とし「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕（2011年7月1日現在）



（注）点線内はリスク管理部門であります。

2 法令等遵守の体制

昨今、企業の不祥事が頻繁にマスコミなどに取り上げられておりますが、本来企業は利潤の追求だけを目指すべきではなく、社会性・公共性を持っていなければならないと考えております。特に、損害保険会社にはその事業の特性から高い公共性が求められており、社会の負託に応えるために法令等遵守はその基本であります。

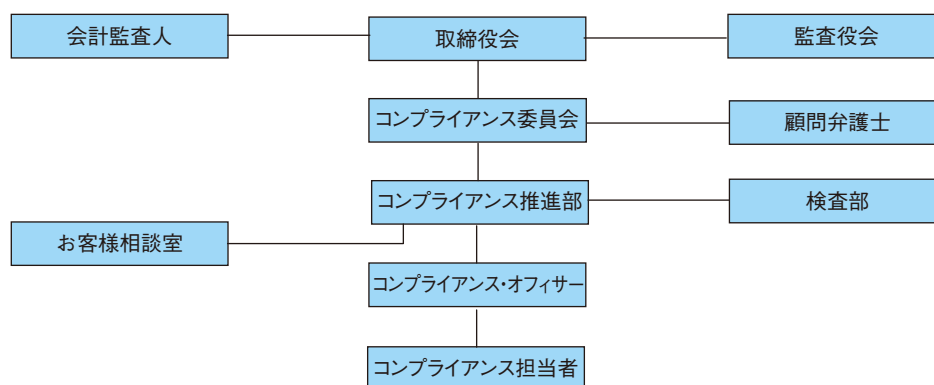
当社では、法令等遵守とは、法令のみならず、保険約款や各種取扱規程、さらには倫理やモラルを守ることも当然含まれるとの観点から、法令等遵守体制の確立を経営における重要課題として位置付け、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています。

コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンスに関する諮問事項の審議・答申、重要事項の取締役会への報告などを主な任務としています。

当社のコンプライアンスに対する取組方針は、いうまでもなく不適正行為の未然防止にあります。現に違反行為や不祥事件等が発生・発覚した場合にはすぐにその事実を包み隠さず報告し、不正のおそれがある事案については、早期に問題の所在を把握して適切な措置を講じ、被害の拡大や再発防止を図ることが最も重要であると考えております。

このような観点から、今後もコンプライアンスに係る研修を反復して実施し、当社の全ての役職員に対して着実にコンプライアンスの意識が浸透し定着するよう努めてまいります。

〔コンプライアンス体制図〕（2011年7月1日現在）



3 社外・社内の監査・検査体制

当社は保険業法の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

社外の監査としては、会社法・金融商品取引法に基づく有限責任あずさ監査法人の会計監査があります。社内の監査・検査としては、監査役が行う会社法上の監査と、検査部による社内検査があります。

4 第三分野保険に係る責任準備金の確認について

第三分野保険（医療保険、ガン保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野の保険）は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また保険期間は終身保障タイプが多く長期にわたるため、長期的な不確実性が内在されることが推測されます。

当社は法令等に基づき、ストレステスト・負債十分性テストを実施し、保険計理人の確認の上、危険準備金Ⅳ・追加責任準備金を積み立てることにより、この不確実性に対応していくこととしております。

ストレステストは、実績の保険事故発生率に基づき推計された通常の予測を超えた事故発生率（99%値）による保険金・給付金の10年間の合計額が、予定事故発生率による保険金・給付金の10年間の合計額を超えているかどうかを比較し、超えている場合は危険準備金Ⅳを積み立てます。また、予定事故発生率では、事故発生率（97.7%値）による保険金・給付金の支払いができないこととなる場合（以下「実施基準」といいます。）に、負債十分性テストを実施し、事故発生率（97.7%値）および事業費率実績等を基に将来10年間の収入・支出を推計し、責任準備金に不足がないかを確認します。

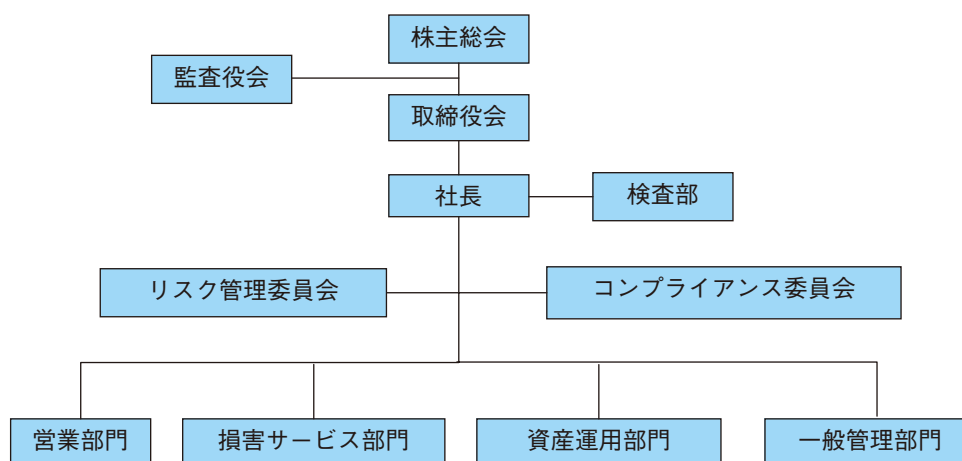
当社の販売している商品のうち、「自由診療保険メディコム」等がストレステスト・負債十分性テストの対象になります。ストレステストを実施した結果、危険準備金Ⅳの積立は不要となりました。また、負債十分性テストにつきましては、実施基準に至りませんでしたので、実施する必要がありませんでした。

5 コーポレートガバナンスの状況

当社の経営管理体制は、強固で透明性のあるガバナンスを実現するとともに、明確な意思決定プロセスを可能とするため次のとおりとしております。

（1）会社の機関の内容

① 経営組織概要図



② 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在、9名の取締役で構成しております。取締役の任期は1年としております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成しております。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

6 内部統制システムの構築

当社は2010年4月26日開催の取締役会で、「内部統制システムの基本方針」について下記のとおり決議しております。なお、決議した内容は下記のとおりです。

1. 「取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 取締役及び従業員が法令・定款及びセコムグループとしての経営理念を遵守した行動をとるためのコンプライアンスマニュアル（反社会的勢力との関係遮断を含む。）を定めている。その徹底を図るため、コンプライアンス推進部が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行っている。

また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンスに関する諮問事項の審議・答申、重要事項の取締役会への報告等を行っている。

- ② 担当取締役を選任し、コンプライアンス推進部により、各部署のコンプライアンスの実施状況を管理・監督させ、従業員に対する適切な研修体制を構築、運営させる。
- ③ コンプライアンスマニュアルの重要な改定は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 検査部が検査を行い、是正すべき点を指摘する。検査結果は、代表取締役社長に適時報告される。

2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

- ① 意思決定に関するなどの職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社文書管理保管規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。
- ② ①に係る事務は、担当取締役が行い、運用状況の検証・見直しの経過について、取締役会、監査役会に報告する。
- ③ ①の規程等の新設、重要な改定は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」および下部組織である「保険引受リスク小委員会」、「ALM小委員会」、「オペレーショナルリスク小委員会」を設置しており、リスク管理委員会は、取締役会の諮問機関としてリスク管理に関する諮問事項の審議・答申、重要事項の取締役会への報告等を行っている。
- ② 各小委員会の責任者を選任し、当該責任者はリスク管理規程に基づき、(1) あらかじめ具体的なリスクを想定・分類すること、(2) 有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備すること、(3) 検査部と連携し各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施することの責任をもつ。
- ③ 当該責任者は、リスク管理委員会にリスク管理に関する事項を報告する。
- ④ リスク管理規程の重要な改定は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

当社のリスクを次の通り分類し、担当の委員会を下記とする。

- ・保険引受リスク——「保険引受リスク小委員会」
- ・資産運用リスク——「ALM小委員会」
- ・流動性リスク——「ALM小委員会」
- ・事務リスク——「オペレーショナルリスク小委員会」
- ・システムリスク——「オペレーショナルリスク小委員会」

4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 当社の全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、セコムグループの経営理念を基軸とする運営・執行を行う。
- ② 各取締役の適切な業務分担と適切な決裁規程の制定を行う。
- ③ 業務の簡素化や適切なIT化により職務執行の効率化を図る。
- ④ 当社の全取締役は、中期経営計画を共有し、その実現に向けて年次経営計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議することとする。

5. 「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 当社は、親会社であるセコム株式会社の監査を受入れ、その指導を受けると共に、情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めている。
- ② 代表取締役社長は、グループ経営会議に参加し、グループとしての業務の適正化を図る。
- ③ 監査役は、グループ監査役連絡会に参加し、情報の共有化等を図る。

6. 「監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

- ① 監査役は、監査業務の必要に応じて、検査部所属員に職務執行の補助を委嘱することができることとしている。
- ② 補助者の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得ることとしている。
- ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役、他の従業員の指揮命令を受けず、また報告義務も負っていない。

7. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

- ① 監査役に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上、制定し、取締役はコンプライアンス上重要な事項その他経営状況として重要な事項等を適時報告することとしている。
- ② 従業員は前項に関する事実を発見した場合は、内部通報ホットライン等により代表取締役社長に報告することができる体制を整え、代表取締役社長は、前項に従い、監査役に報告するものとする。

8. 「その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ① 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われるようにしている。
- ② 当社は、監査役会に対して、独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士を委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

9. 「財務報告の信頼性を確保するための体制」

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

7 個人情報保護

当社では、近年のインターネットや情報技術の急速な進展に伴い、これまで以上に高度で厳密な情報管理が重要な経営課題の一つと認識しており、当社の社会的責務であると考えております。具体的には、情報管理にあたり、「情報セキュリティポリシー」を策定し、お客さまからの信頼の確保を第一に考え、全ての役職員に対しお客さま情報の保護と適切な取扱いに関する社内教育の徹底を図っております。

また、2005年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されましたが、当社が個人情報取扱事業者として個人情報保護に取り組むにあたり、「個人情報に関する取扱いについて（当社の個人情報保護に関する基本方針）」を定めております。

次にその全文を掲載いたします。

個人情報に関する取扱いについて (当社の個人情報保護に関する基本方針)

セコム損害保険株式会社

セコム損害保険株式会社（以下、「当社」といいます）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）、その他の関係法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他のガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および(社)日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業員等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社は、主に保険契約申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせやご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的について

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. 7. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（ご本人の確認、契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます）を行うため

＜当社が取り扱う商品・サービス＞

・損害保険、ローンおよびこれらに付帯・関連するサービス

②当社の関係会社および提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため

③他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による、金融商品・サービスの開発・研究のため

⑤その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者提供について

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

①法令に基づく場合

②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

③当社の関係会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記5. 参照）

④損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記6. 参照）

⑤国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記7. 参照）

4. 個人データの取扱いの委託について

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

①保険契約の募集・損害調査に関わる業務

②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務

③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5. 関係会社・提携先企業との共同利用について

①当社の関係会社について

当社および当社の関係会社（セコムグループ各社）は、その取り扱う商品・サービスの案内または提供のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

＜共同利用する個人データ項目＞

住所、氏名、電話番号（固定電話・FAX・携帯電話等）、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容

＜管理責任者＞

当社（セコム損害保険(株)）

共同利用を行う当社の関係会社（セコムグループ各社）については、下記ホームページをご覧ください。

(<http://www.secom.co.jp/corporate/outline/50on.html>)

②当社の提携先企業について

当社は、富国生命保険相互会社（以下、富国生命）との提携商品である「自由診療保険メディコムプラス」について、お客様の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のため、保険業の適切な運営の範囲で富国生命と共同で利用いたします。

＜共同利用する個人データ項目＞

住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等、保険期間、保険料および保険料振替口座の口座情報、ご契約内容およびその後の異動内容、保険事故の状況等、診察報告、面接士報告書、健康管理証明書および告知書等に記載の保健医療情報

＜管理責任者＞

当社（セコム損害保険(株)）

共同利用を行う富国生命の情報については、下記ホームページをご覧ください。

(<http://www.fukoku-life.co.jp/>)

6. 情報交換制度等について

①損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細については、(社)日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

(社)日本損害保険協会 そんがいはけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1467（受付時間：09：00～12：00・13：00～17：00、土日祝日・年末年始および当協会の休業日を除く）

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

Ⅲ. 当社の運営

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
電話 03-3233-4141 (受付時間: 09:00 ~ 12:00・13:00 ~ 17:00、土日祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス (<http://www.nliro.or.jp>)

②代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細については、(社)日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

7. 国土交通省への自賠責保険のデータ提供について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

<共同利用する個人データ項目>

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号または車両番号

詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

国土交通省 自動車交通局 保障課

所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号

電話 03-5253-8111 (内線41516、受付時間: 09:30 ~ 18:15、土日祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス (<http://www.jibai.jp>)

8. 信用情報の取扱いについて

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

9. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

10. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、当社事業所・サービスセンターにお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

11. 保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記13. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面により回答いたします。開示のご請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な情報に変更させていただきます。

12. 個人データの安全管理について

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

当社ウェブサイトにおける個人データの安全管理については「ウェブサイト・プライバシーポリシー」(http://www.secom-sonpo.co.jp/website_policy.html) をご覧ください。

13. お問い合わせ窓口について

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記お問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

セコム損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

フリーダイヤル 0120-333-962 (受付時間: 09:00 ~ 12:00・13:00 ~ 18:00、土日祝日・年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470 (受付時間: 09:00 ~ 17:00、土日祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

2011年2月1日

8 反社会的勢力の排除のための基本方針

セコム損害保険（以下「当社」）は、健全かつ適正な損害保険業務等を遂行するにあたって、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成19年6月19日・犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」等の法令を遵守すると共に、セコムグループの一員として「セコムグループ社員行動規範」に準拠することによって、反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断するため、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定しております。

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応すると共に、従業員の安全を確保するよう行動します。
- ②当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築していきます。
- ③当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たないよう努めていきます。また、反社会的勢力による不当要求は、断固として拒絶いたします。
- ④当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行っていきます。
- ⑤当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

IV. 財産の状況

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	期 別	2009年度 (2010年3月31日現在)		2010年度 (2011年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
(資 産 の 部)						
現 金 及 び 預 貯 金		15,431	8.5	11,013	6.7	△4,418
現 金		(0)		(0)		
預 貯 金		(15,430)		(11,012)		
コ ー ル ロ ー ン		36,500	20.1	29,500	17.8	△7,000
金 銭 の 信 託		0	0.0	—	—	△0
有 価 証 券		100,036	55.0	96,273	58.2	△3,762
国 債		(2,705)		(18,704)		
地 方 債		(3,374)		(1,917)		
社 債		(33,331)		(25,838)		
株 式		(19,547)		(16,042)		
外 国 証 券		(30,211)		(27,340)		
そ の 他 の 証 券		(10,866)		(6,429)		
貸 付 金		11,804	6.5	10,020	6.1	△1,783
保 険 約 款 貸 付		(47)		(36)		
一 般 貸 付		(11,756)		(9,984)		
有 形 固 定 資 産		449	0.3	301	0.2	△147
土 地		(19)		(19)		
建 物		(53)		(50)		
その他の有形固定資産		(376)		(231)		
無 形 固 定 資 産		4,910	2.7	4,237	2.6	△672
ソ フ ト ウ エ ア		(4,910)		(4,236)		
その他の無形固定資産		(—)		(1)		
そ の 他 資 産		6,477	3.6	6,372	3.9	△105
未 収 保 険 料		(150)		(93)		
代 理 店 貸		(1,100)		(1,252)		
共 同 保 険 貸		(24)		(14)		
再 保 険 貸		(904)		(855)		
外 国 再 保 険 貸		(119)		(81)		
未 収 金		(704)		(806)		
未 収 収 益		(626)		(572)		
預 託 金		(249)		(200)		
地 震 保 険 預 託 金		(1,502)		(1,622)		
仮 払 金		(1,023)		(799)		
そ の 他 の 資 産		(71)		(73)		
繰 延 税 金 資 産		7,557	4.2	8,699	5.3	1,142
貸 倒 引 当 金		△1,180	△0.7	△1,085	△0.7	94
資 産 の 部 合 計		181,985	100.0	165,333	100.0	△16,652

IV. 財産の状況

(単位：百万円、%)

科 目	期 別	2009年度 (2010年3月31日現在)		2010年度 (2011年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
(負 債 の 部)						
保 険 契 約 準 備 金		154,287	84.8	139,543	84.4	△14,744
支 払 備 金		(9,038)		(10,499)		
責 任 準 備 金		(145,248)		(129,043)		
そ の 他 負 債		3,183	1.8	2,633	1.6	△549
共 同 保 険 借		(20)		(20)		
再 保 険 借		(999)		(1,066)		
外 国 再 保 険 借		(286)		(270)		
未 払 法 人 税 等		(158)		(144)		
預 り 金		(21)		(19)		
前 受 収 益		(20)		(20)		
未 払 金		(1,195)		(484)		
仮 受 金		(480)		(553)		
資 産 除 去 債 務		(—)		(53)		
退 職 給 付 引 当 金		1,260	0.7	1,309	0.8	49
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		45	0.0	40	0.0	△4
賞 与 引 当 金		320	0.2	319	0.2	△1
特 別 法 上 の 準 備 金		142	0.1	207	0.1	65
価 格 変 動 準 備 金		(142)		(207)		
負 債 の 部 合 計		159,240	87.5	144,055	87.1	△15,185
(純 資 産 の 部)						
資 本 金		16,808	9.2	16,808	10.2	—
資 本 剰 余 金		2,814	1.5	2,814	1.7	—
資 本 準 備 金		(2,814)		(2,814)		
利 益 剰 余 金		379	0.2	75	0.0	△304
そ の 他 利 益 剰 余 金		(379)		(75)		
繰 越 利 益 剰 余 金		((379))		((75))		
自 己 株 式		△101	△0.1	△194	△0.1	△93
株 主 資 本 合 計		19,901	10.9	19,503	11.8	△398
その他有価証券評価差額金		2,843	1.6	1,774	1.1	△1,069
評価・換算差額等合計		2,843	1.6	1,774	1.1	△1,069
純 資 産 の 部 合 計		22,745	12.5	21,277	12.9	△1,467
負債及び純資産の部合計		181,985	100.0	165,333	100.0	△16,652

IV. 財産の状況

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券で時価のあるもののうち株式ならびに証券投資信託の評価は、決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法、それ以外の評価は決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

2. 合同運用の金銭の信託の評価は原価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法により行っております。

5. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

6. 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づいて、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年、10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

9. 賞与引当金は従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

10. 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労引当金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものにつきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 会計方針の変更

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円、税引前当期純利益は55百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は53百万円であります。

15. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は1,416百万円であります。また、延滞債権額は該当するものではありません。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当するものではありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は92百万円であります。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は1,509百万円であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は773百万円、圧縮記帳額は68百万円であります。

17. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

IV. 財産の状況

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を16年と見積り、割引率は1.88%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	53百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による調整額	△0百万円
当事業年度末残高	53百万円

(注) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高を記載しております。

18. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務のうち、親会社に対する金銭債権総額は9百万円、金銭債務総額は3,899百万円であり、親会社の子会社に対する金銭債権総額は1,807百万円、金銭債務総額は該当ありません。

19. 繰延税金資産の総額は13,053百万円、繰延税金負債の総額は414百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は3,939百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金6,760百万円、税務上の繰越欠損金3,030百万円、有価証券評価損994百万円、支払備金729百万円、退職給付引当金473百万円および貸倒引当金392百万円であります。繰延税金負債は、その他有価証券にかかる評価差額金414百万円であります。

20. 親会社株式および関係会社株式は保有しておりません。

21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△1,933百万円
年金資産	336百万円
未積立退職給付債務	△1,597百万円
会計基準変更時差異の未処理額	376百万円
未認識数理計算上の差異	△89百万円
貸借対照表上額の純額	△1,309百万円
退職給付引当金	△1,309百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	12年および10年
会計基準変更時差異の処理年数	15年

22. 出再支払備金・出再責任準備金に関する事項は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	12,311百万円
同上に係る出再支払備金	2,921百万円
差引(イ)	9,389百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	1,110百万円
計(イ+ロ)	10,499百万円

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	64,873百万円
同上に係る出再責任準備金	757百万円
差引(イ)	64,115百万円
その他の責任準備金(ロ)	64,927百万円
計(イ+ロ)	129,043百万円

23. 1株当たりの純資産額は、132円28銭であります。

1株当たりの純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

普通株式に係る純資産額	21,277百万円
普通株式の期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数	160,847千株

24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

IV. 財産の状況

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

期 別 科 目		2009年度 (2009年4月1日から 2010年3月31日まで)	2010年度 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経常損益の部	経常収益	67,877	61,812	△6,065
	保険引受収益	62,980	57,201	△5,779
	正味収入保険料	(37,158)	(35,554)	(△1,603)
	収入積立保険料	(6,551)	(4,585)	(△1,965)
	積立保険料等運用益	(936)	(855)	(△80)
	責任準備金戻入額	(18,334)	(16,205)	(△2,129)
	為替差益	(一)	(0)	(0)
	資産運用収益	4,855	4,589	△265
	利息及び配当金収入	(3,223)	(2,659)	(△564)
	金銭の信託運用益	(0)	(0)	(△0)
	有価証券売却益	(2,563)	(1,295)	(△1,268)
	有価証券償還益	(1)	(1,490)	(1,489)
	為替差益	(2)	(一)	(△2)
	積立保険料等運用益振替	(△936)	(△855)	(80)
	その他経常収益	42	21	△20
	その他の経常収益	(42)	(21)	(△20)
	経常費用	67,477	62,407	△5,070
	保険引受費用	55,588	50,317	△5,271
	正味支払保険金	(15,556)	(15,150)	(△405)
	損害調査費	(2,361)	(2,231)	(△130)
	諸手数料及び集金費	(5,949)	(5,584)	(△364)
	満期返戻金	(30,907)	(25,746)	(△5,160)
	契約者配当金	(268)	(126)	(△142)
	支払備金繰入額	(524)	(1,460)	(936)
	為替差損	(2)	(一)	(△2)
	その他保険引受費用	(17)	(16)	(△1)
	資産運用費用	1,946	2,521	575
	有価証券売却損	(153)	(1,480)	(1,327)
	有価証券評価損	(1,707)	(755)	(△952)
	有価証券償還損	(5)	(149)	(144)
	金融派生商品費用	(79)	(134)	(54)
	為替差損	(一)	(1)	(1)
	営業費及び一般管理費用	9,622	9,403	△218
	その他経常費用	321	165	△156
	支払利息	(0)	(一)	(△0)
	貸倒引当金繰入額	(305)	(27)	(△277)
	貸倒損	(2)	(一)	(△2)
	その他の経常費用	(13)	(138)	(124)
特別損益の部	経常利益	399	△594	△994
	特別利益	—	—	—
	特別損	79	121	42
	固定資産処分損	(9)	(6)	(△3)
	特別法上の準備金繰入額	(69)	(65)	(△4)
	(価格変動準備金)	((69))	((65))	((△4))
税法当	その他の特別損失	(一)	(49)	(49)
	引前当期純利益	320	△715	△1,036
	法人税及び住民税	61	58	△2
	法人税等調整額	△120	△470	△349
	法人税等合計	△59	△411	△352
	当期純利益	379	△304	△683

IV. 財産の状況

(損益計算書の注記)

1. 関係会社に対する取引高のうち、親会社に対する収入総額は2,025百万円、費用総額は196百万円であり、親会社の子会社に対する収入総額は25百万円、費用総額は該当ありません。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	43,117百万円
支払再保険料	7,563百万円
差引	35,554百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	17,556百万円
回収再保険金	2,406百万円
差引	15,150百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	6,711百万円
出再保険手数料	1,126百万円
差引	5,584百万円

5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	3,252百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	2,189百万円
差引（イ）	1,062百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額（ロ）	398百万円
計（イ＋ロ）	1,460百万円

6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	3,029百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△735百万円
差引（イ）	3,765百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△19,970百万円
計（イ＋ロ）	△16,205百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	11百万円
コールローン利息	32百万円
有価証券利息・配当金	2,418百万円
貸付金利息	178百万円
不動産賃貸料	0百万円
その他利息・配当金	17百万円
計	2,659百万円

8. 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は246百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	140百万円
利息費用	38百万円
期待運用収益	△3百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	94百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△23百万円
計	246百万円

9. 当期における法定実効税率は36.1%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は57.5%であり、その差異の主要な内訳は税務上の繰越欠損金47.2%、評価性引当金の減少△24.3%、住民税均等割による除外額△8.2%であり、受取配当金の益金不算入が7.8%であります。

10. 1株当たりの当期純損失は1円88銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は304百万円、普通株主に帰属しないものは該当がなく、普通株式に係る当期純損失は304百万円、普通株式の期中平均株式数は161,472千株であります。

IV. 財産の状況

11. 関連当事者との取引

(1) 親会社

会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員等 兼任	事業関係 の上				
セコム 株式会社	東京都 渋谷区	66,377	警備請負業	直接 97.8%	役員2名	支配株主	保険料 収入	2,025	預託金等	9
							代理店 手数料等	196	責任準備金等	3,899

注) セコム株式会社は、東京証券取引所第一部・大阪証券取引所第一部に上場しております。

イ. 当社は、セコム株式会社から普通保険約款に従い保険契約を引き受けているほか、代理店委託契約書に基づき同社に保険販売を委託しております。

ロ. 経営上の重要な契約等

セコム株式会社との間で、当社が、当社の純資産額が一定水準を下回った場合、または債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、当社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持に関する契約を締結しております。

なお、本契約は同社が当社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。

(2) 親会社の子会社

会社等 の名称	住所	資本金 又は 出資 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
セコム医療システム株式会社	東京都 渋谷区	6,545 (セコム(株) 全額出資)	在宅医療事業等	利息収入	25	貸付金	1,807

イ. 当社は投融資運用基準等に従い、セコム医療システム株式会社に事業資金を貸し付けております。

ロ. 当社は、上記関連当事者の議決権を所有しておりません。

12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

IV. 財産の状況

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	2009年度 (2009年4月1日から 2010年3月31日まで)	2010年度 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		320	△715
減価償却費		1,747	1,855
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		—	49
支払備金の増減額(△は減少)		524	1,460
責任準備金の増減額(△は減少)		△18,334	△16,205
貸倒引当金の増減額(△は減少)		270	△94
退職給付引当金の増減額(△は減少)		30	49
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△5	△4
賞与引当金の増減額(△は減少)		△9	△1
価格変動準備金の増減額(△は減少)		69	65
利息及び配当金収入		△3,223	△2,659
有価証券関係損益(△は益)		△699	△400
支払利息		△0	—
有形固定資産関係損益(△は益)		9	6
貸付金関係損益(△は益)		—	228
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		908	51
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		804	△599
小 計		△17,586	△16,914
利息及び配当金の受取額		3,033	2,523
利息の支払額		0	—
法人税等の支払額		△806	△62
営業活動によるキャッシュ・フロー		△15,359	△14,452
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		—	500
金銭の信託の減少による収入		—	0
有価証券の取得による支出		△28,146	△25,854
有価証券の売却・償還による収入		47,747	28,451
貸付けによる支出		△4,148	△27
貸付金の回収による収入		5,962	1,582
資産運用活動計		21,413	4,650
営業活動及び資産運用活動計		6,053	△9,801
有形固定資産の取得による支出		△276	△14
無形固定資産の取得による支出		△3,384	△1,007
投資活動によるキャッシュ・フロー		17,752	3,628
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		4,500	—
自己株式の取得による支出		△0	△93
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,499	△93
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		6,892	△10,918
現金及び現金同等物期首残高		44,538	51,431
現金及び現金同等物期末残高		51,431	40,513

IV. 財産の状況

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	11,013百万円
コールローン	29,500百万円
有価証券	96,273百万円
現金同等物以外の有価証券	△96,273百万円
現金及び現金同等物	40,513百万円

2. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 貸借対照表の推移

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	2008年度末			2009年度末			2010年度末		
		金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
資 産	現 金 及 び 預 貯 金	8,538	4.5	△27.1	15,431	8.5	80.7	11,013	6.7	△28.6
	コ ー ル ロ ー ン	36,500	19.4	92.1	36,500	20.1	—	29,500	17.8	△19.2
	金 銭 の 信 託	0	0.0	—	0	0.0	—	—	—	—
	有 価 証 券	111,439	59.1	△7.6	100,036	55.0	△10.2	96,273	58.2	△3.8
	貸 付 金	13,617	7.2	△16.1	11,804	6.5	△13.3	10,020	6.1	△15.1
	有 形 固 定 資 産	423	0.2	143.1	449	0.3	6.2	301	0.2	△32.9
	無 形 固 定 資 産	3,032	1.6	3.0	4,910	2.7	61.9	4,237	2.6	△13.7
	そ の 他 資 産	7,383	3.9	11.2	6,477	3.6	△12.3	6,372	3.9	△1.6
	繰 延 税 金 資 産	8,522	4.5	15.8	7,557	4.2	△11.3	8,699	5.3	15.1
	貸 倒 引 当 金	△910	△0.5	—	△1,180	△0.7	—	△1,085	△0.7	△8.0
	資 産 の 部 合 計	188,547	100.0	2.7	181,985	100.0	△3.5	165,333	100.0	△9.2
負 債	保 険 契 約 準 備 金	172,097	91.3	3.1	154,287	84.8	△10.3	139,543	84.4	△9.6
	そ の 他 負 債	3,127	1.7	△0.3	3,183	1.8	1.8	2,633	1.6	△17.3
	退 職 給 付 引 当 金	1,230	0.7	1.9	1,260	0.7	2.5	1,309	0.8	3.9
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	50	0.0	△18.2	45	0.0	△11.0	40	0.0	△9.8
	賞 与 引 当 金	330	0.2	0.2	320	0.2	△2.9	319	0.2	△0.4
	価 格 変 動 準 備 金	72	0.0	△84.0	142	0.1	96.4	207	0.1	46.1
	負 債 の 部 合 計	176,909	93.8	2.8	159,240	87.5	△10.0	144,055	87.1	△9.5
純 資 産	資 本 金	14,558	7.7	79.9	16,808	9.2	15.5	16,808	10.2	—
	資 本 剰 余 金	12,574	6.7	105.8	2,814	1.5	△77.6	2,814	1.7	—
	利 益 剰 余 金	△12,009	△6.4	△1,291.2	379	—	—	75	0.0	△80.2
	自 己 株 式	△101	△0.1	—	△101	△0.1	—	△194	△0.1	—
	その他有価証券評価差額金	△3,384	△1.8	—	2,843	1.6	—	1,774	1.1	△37.6
	純 資 産 の 部 合 計	11,637	6.2	1.1	22,745	12.5	95.5	21,277	12.9	△6.5
	負債及び純資産の部合計	188,547	100.0	2.7	181,985	100.0	△3.5	165,333	100.0	△9.2

IV. 財産の状況

(5) 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度	2008年度	2009年度	2010年度
経 常 収 益	42,407	67,877	61,812
保 険 引 受 収 益	39,672	62,980	57,201
資 産 運 用 収 益	2,705	4,855	4,589
そ の 他 経 常 収 益	28	42	21
経 常 費 用	55,812	67,477	62,407
保 険 引 受 費 用	31,654	55,588	50,317
資 産 運 用 費 用	13,520	1,946	2,521
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	9,909	9,622	9,403
そ の 他 経 常 費 用	728	321	165
経 常 利 益	△13,404	399	△594
特 別 利 益	379	—	—
特 別 損 失	1,019	79	121
税 引 前 当 期 純 利 益	△14,044	320	△715
法 人 税 及 び 住 民 税	883	61	58
法 人 税 等 調 整 額	△1,909	△120	△470
法 人 税 等 合 計	△1,026	△59	△411
当 期 純 利 益	△13,017	379	△304

(6) 1株当たり配当金等の推移・1株当たり純資産額・1人当たり総資産

区 分 \ 年 度	2008年度	2009年度	2010年度
1 株 当 た り 配 当 金	—円	—円	—円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△203.87円	2.39円	△1.88円
配 当 性 向	—%	—%	—%
1 株 当 た り 純 資 産 額	104.32円	140.79円	132.28円
従 業 員 1 人 当 た り 総 資 産	357百万円	351百万円	328百万円

(注) 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均発行済株式の総数 (加重平均)}}$ により算出しております。

IV. 財産の状況

(7) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

					2009年度 （2009年 4月 1日から 2010年 3月31日まで）	2010年度 （2010年 4月 1日から 2011年 3月31日まで）	
株	主	資	本	金			
資	前	期	末	残	14,558	16,808	
前	当	期	変	動	2,250	－	
新	株	の	額	合	2,250	－	
当	期	末	剰	余	16,808	16,808	
資	本	本	準	備			
資	前	期	末	残	12,574	2,814	
前	当	期	変	動	2,250	－	
新	株	の	填	発	△12,009	－	
欠	損	動	額	合	△9,759	－	
当	期	末	剰	余	2,814	2,814	
資	本	剰	余	金			
前	期	期	末	残	12,574	2,814	
当	期	期	変	動	2,250	－	
新	株	の	填	発	△12,009	－	
欠	損	動	額	合	△9,759	－	
当	期	末	剰	余	2,814	2,814	
利	益	剰	余	金			
利	益	準	備	金	50	－	
前	期	末	変	動	△50	－	
当	期	変	動	額	△50	－	
利	期	末	剰	余	－	－	
当	の	他	利	益			
そ	繰	越	利	益	△12,060	379	
前	期	期	末	残			
当	期	純	利	益	379	△304	
	欠	損	損	填	12,009	－	
	利	益	準	備	50	－	
	当	期	変	動	12,440	△304	
	当	期	末	剰	379	75	
利	益	剰	余	金			
前	期	期	末	残	△12,009	379	
当	期	期	変	動			
	当	期	純	利	益	379	△304
	欠	損	損	填	12,009	－	
	利	益	準	備	－	－	
	当	期	変	動	12,389	△304	
当	期	末	剰	余	379	75	

IV. 財産の状況

(単位：百万円)

						2009年度 （2009年 4月 1日から 2010年 3月31日まで）	2010年度 （2010年 4月 1日から 2011年 3月31日まで）
自 前 当 自 当 当 株 前 当 新 当 自 当 当 評 所 前 当 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ） 当 期 変 動 額 合 計 当 期 末 残 高 計 高 額 行	己 期 期 己 期 期 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ） 当 期 変 動 額 合 計 当 期 末 残 高 計 高 額 行	株 の 額 残 合 計 高 額 行	残 動 の 額 残 損 失 （ △ ） 取 得 計 高 等 金 高 額 合 計 高 額 合 計 高 額 合 計 高 額 行	式 高 額 得 計 高 計 高 額 行	△101	△101	
					△0	△93	
					△0	△93	
					△101	△194	
					15,022	19,901	
					4,500	—	
					379	△304	
					△0	△93	
					4,879	△398	
					19,901	19,503	
評 価 ・ 換 算 差 額 合 計 高 額 合 計 高 額 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ） 当 期 変 動 額 合 計 当 期 末 残 高 計 高 額 行	他 有 価 証 券 評 価 差 額 合 計 高 額 合 計 高 額 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ） 当 期 変 動 額 合 計 当 期 末 残 高 計 高 額 行	株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ） 当 期 変 動 額 合 計 当 期 末 残 高 計 高 額 行	残 動 の 額 残 損 失 （ △ ） 取 得 計 高 等 金 高 額 合 計 高 額 合 計 高 額 行	式 高 額 得 計 高 計 高 額 行	△3,384	2,843	
					6,228	△1,069	
					6,228	△1,069	
					2,843	1,774	
					△3,384	2,843	
					6,228	△1,069	
					6,228	△1,069	
					2,843	1,774	
					11,637	22,745	
					4,500	—	
379	△304						
△0	△93						
6,228	△1,069						
11,107	△1,467						
22,745	21,277						

IV. 財産の状況

(株主資本等変動計算書の注記)

2009年度

1. 2009年3月末日における発行済株式の数は112,000,000株、2010年3月末日における発行済株式の数は162,000,000株であり、当事業年度中において増資により50,000,000株増加しております。
2. 2009年3月末日における自己株式数は451,300株、2010年3月末日における自己株式の数は452,100株であり、当事業年度中における単元未満株式の買取により800株増加しております。
3. 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額
該当事項はありません。
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

2010年度

1. 2010年3月末日および2011年3月末日における発行済株式の数は162,000,000株であり、当事業年度中における増減はありません。
2. 2010年3月末日における自己株式数は452,100株、2011年3月末日における自己株式の数は1,152,500株であり、当事業年度中における株主総会決議により699,000株、単元未満株式の買取により、1,400株増加しております。
3. 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額
該当事項はありません。
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

IV. 財産の状況

2 リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
破 綻 先 債 権 額	1,845	1,831	1,416
延 滞 債 権 額	106	107	—
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権 額	200	177	92
リ ス ク 管 理 債 権 の 合 計	2,152	2,115	1,509

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金

該当事項はありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,893	1,831	1,416
危 険 債 権	258	107	—
要 管 理 債 権	—	177	92
正 常 債 権	11,505	9,710	8,530
合 計	13,657	11,826	10,039

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権は破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権は債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権は3か月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（1. 及び2. に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1. 及び2. に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）です。
4. 正常債権は債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

IV. 財産の状況

5 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

	2008年度末	2009年度末	2010年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	26,944	39,946	38,725
資本金又は基金等	15,022	19,901	19,503
価格変動準備金	72	142	207
危険準備金	3	28	26
異常危険準備金	14,195	15,532	16,429
一般貸倒引当金	259	241	211
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△3,384	3,536	1,969
土地の含み損益	△1	△1	△2
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	778	564	379
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$	10,855	13,601	11,639
一般保険リスク（R ₁ ）	2,265	2,461	2,664
第三分野保険の保険リスク（R ₂ ）	—	0	—
予定利率リスク（R ₃ ）	133	113	98
資産運用リスク（R ₄ ）	4,468	4,612	3,887
経営管理リスク（R ₅ ）	366	303	264
巨大災害リスク（R ₆ ）	5,359	7,968	6,580
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	496.4%	587.4%	665.4%

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であります。

＜ソルベンシー・マージン比率＞

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

・「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊1）、予定利率上の危険（＊2）、資産運用上の危険（＊3）、経営管理上の危険（＊4）、巨大災害に係る危険（＊5）の総額

＊1 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）：

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）

＊2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：

積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

＊3 資産運用上の危険（資産運用リスク）：

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

＊4 経営管理上の危険（経営管理リスク）：

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊1～＊3および＊5以外のもの

＊5 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

IV. 財産の状況

(参考) 2011年度末 (2012年3月31日) から適用される新基準による数値

(単位: 百万円)

	2010年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	38,725
資本金又は基金等	19,503
価格変動準備金	207
危険準備金	26
異常危険準備金	16,429
一般貸倒引当金	211
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	1,969
土地の含み損益	△2
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	—
その他	379
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$	13,993
一般保険リスク (R_1)	3,730
第三分野保険の保険リスク (R_2)	—
予定利率リスク (R_3)	386
資産運用リスク (R_4)	5,638
経営管理リスク (R_5)	326
巨大災害リスク (R_6)	6,580
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	553.4%

<新基準について>

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末 (平成24年3月31日) から新基準 (注) が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示いたします。

なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(注) 「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号 (平成24年3月31日から適用) の改定内容を反映したものです。

6 時価情報等

(金融商品関係)

2009年度（2009年4月1日～2010年3月31日）

(追加情報)

当期末より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、保険引受により保険契約者から収入した保険料を将来の保険金支払原資として安全確実に保管・運用することを目的として金融商品を利用した資産運用を行っております。当社が投資を行っている金融商品は、金利変動等の市場リスクを負っているため、当該リスクによる不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券および貸付金であります。有価証券は、具体的には、株式、債券、投資信託、優先出資証券、組合出資金等であり、将来の保険金支払いを安全確実に行う目的で保有しております。これらの有価証券は、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、当社は、主として国内企業に対して貸付金を有しており、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において諮問され、取締役会で決定された方針に基づき、財務部が金融商品取引の実務を行っております。

また、総合企画部において金融資産の時価等について総合的にモニタリングしており、定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

① 信用リスクの管理

当社は、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた保有限度を設定し、残高管理をしております。貸付金に関しては、財務部において社内規程に従い、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、総合企画部において、信用リスクの状況についてモニタリングし、その状況を定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

② 市場リスクの管理

当社は、負債特性に応じた収益を獲得すべく、市場リスクを勘案し資産運用を行っております。市場リスクの状況については、財務部において常時把握し、社内規程に定める運用基準に適合しない状況が生じた場合には、速やかにリスク管理委員会へ報告することとしております。

a) 金利リスクの管理

当社は、金利リスクに関しては、金利変動に伴う時価の変動幅を把握し、その変動額が当社のリスク許容度の範囲内に収まるよう残高管理を行っております。

また、その変動の結果としての評価損益の額を常時把握すると同時に、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

b) 為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、その評価損益の状況を定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

c) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、時価の変動を個別銘柄ごとに管理しており、定期的にリスク管理委員会へ報告

IV. 財産の状況

しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2010年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照のこと）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	15,431	15,434	3
(2) コールローン	36,500	36,500	—
(3) 有価証券	95,181	95,181	—
(4) 貸付金	9,818		
貸倒引当金 ^(※1)	△ 161		
	9,656	10,048	391
(5) 破産更生債権等	1,938		
貸倒引当金 ^(※2)	△ 939		
	999	999	—
資産計	157,768	158,164	395

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預貯金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン

コールローンは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格に、債券、投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に、優先出資証券は取引金融機関から提示された価格にそれぞれっております。

また、当社で保有する有価証券は全てその他有価証券であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 貸付金

貸付金の時価の算定は、返済までの期間が1年超で固定金利が適用されている各貸付ごとに、その将来キャッシュ・フローを残存期間に応じ、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、返済までの期間が1年以内の各貸付については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

IV. 財産の状況

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券」には含まれておりません。非上場株式(貸借対照表計上額 663百万円)および組合出資金(貸借対照表計上額 4,191百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

なお、当事業年度において、非上場株式について4百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	15,431	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	—	505	1,088	1,000
地方債	1,433	1,895	—	—
社債	4,200	14,962	11,900	500
外国証券	3,800	13,400	5,632	1,628
貸付金	853	4,833	3,775	355
合 計	25,718	35,598	22,395	3,484

(*) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1,938百万円は含めておりません。

2010年度(2010年4月1日～2011年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、保険引受により保険契約者から収入した保険料を将来の保険金支払原資として安全確実に保管・運用することを目的として金融商品を利用した資産運用を行っております。当社が投資を行っている金融商品は、金利変動等の市場リスクを負っているため、当該リスクによる不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券および貸付金であります。有価証券は、具体的には、株式、債券、投資信託、優先出資証券、組合出資金等であり、将来の保険金支払いを安全確実に行う目的で保有しております。これらの有価証券は、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、当社は、主として国内企業に対して貸付金を有しており、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において諮問され、取締役会で決定された方針に基づき、財務部が金融商品取引の実務を行っております。

また、総合企画部において金融資産の時価等について総合的にモニタリングしており、定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

① 信用リスクの管理

当社は、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた保有限度を設定し、残高管理をしております。貸付金に関しては、財務部において社内規程に従い、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、総合企画部において、信用リスクの状況についてモニタリングし、その状況を定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

② 市場リスクの管理

当社は、負債特性に応じた収益を獲得すべく、市場リスクを勘案し資産運用を行っております。市場リスクの状況については、財務部において常時把握し、社内規程に定める運用基準に適合しない状況が生じた場合には、速やかにリス

IV. 財産の状況

ク管理委員会へ報告することとしております。

(i) 金利リスクの管理

当社は、金利リスクに関しては、金利変動に伴う時価の変動幅を把握し、その変動額が当社のリスク許容度の範囲内に収まるように残高管理を行っております。

また、その変動の結果としての評価損益の額を常時把握すると同時に、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、その評価損益の状況を定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、時価の変動を個別銘柄ごとに管理しており、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2011年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照のこと）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	11,013	11,013	—
(2) コールローン	29,500	29,500	—
(3) 有価証券	91,214	91,214	—
(4) 貸付金	8,567		
貸倒引当金 ^(※1)	△ 148		
	8,418	8,727	308
(5) 破産更生債権等	1,416		
貸倒引当金 ^(※2)	△ 874		
	542	542	—
資産計	140,689	140,997	308

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金

預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) コールローン

コールローンは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格に、債券、投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に、優先出資証券は取引金融機関から提示された価格にそれぞれによっております。

また、当社で保有する有価証券は全てその他有価証券であります。

(4) 貸付金

貸付金の時価の算定は、返済までの期間が1年超で固定金利が適用されている各貸付ごとに、その将来キャッシュ・フローを残存期間に応じ、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割りいた現在価値により算定し

IV. 財産の状況

ております。

また、返済までの期間が1年以内の各貸付については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 非 上 場 株 式 ^(※1) ^(※2)	656
(2) 組 合 出 資 金 ^(※1)	4,402
合 計	5,058

(※1) 非上場株式および組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当期において、非上場株式について5百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	11,013	—	—	—
有 価 証 券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国 債	—	593	14,700	3,000
地 方 債	0	1,894	—	—
社 債	2,262	12,500	9,800	500
外 国 証 券	1,400	15,645	2,712	1,644
貸 付 金	1,823	6,571	127	44
合 計	16,499	37,204	27,340	5,188

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1,416百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

2009年度（2009年4月1日～2010年3月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

IV. 財産の状況

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	34,111	33,241	870
	株 式	12,168	8,928	3,240
	外 国 証 券	19,613	17,532	2,081
	そ の 他	1,974	1,473	501
	小 計	67,868	61,175	6,693
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	5,299	5,414	△ 114
	株 式	6,715	7,392	△ 676
	外 国 証 券	10,597	11,536	△ 939
	そ の 他	4,700	5,732	△ 1,032
	小 計	27,313	30,076	△ 2,763
合 計		95,181	91,252	3,929

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、1,702百万円の減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券について、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損処理を行っております。

5. 2009年度中に売却したその他有価証券

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公 社 債	5,444	167	1
株 式	4,699	515	76
外 国 証 券	5,267	1,404	75
そ の 他	1,623	476	—
合 計	17,034	2,563	153

2010年度（2010年4月1日～2011年3月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券

区 分	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	41,126	40,121	1,005
	株 式	7,587	5,264	2,323
	外 国 証 券	22,648	21,548	1,100
	そ の 他	—	—	—
	小 計	71,363	66,934	4,428
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	5,334	5,497	△ 163
	株 式	7,797	8,542	△ 744
	外 国 証 券	4,692	5,876	△ 1,183
	そ の 他	2,027	2,175	△ 147
	小 計	19,851	22,091	△ 2,239
合 計		91,214	89,026	2,188

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、750百万円の減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券について、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損処理を行っております。

IV. 財産の状況

5. 2010年度中に売却したその他有価証券

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公 社 債	4,856	122	—
株 式	2,013	716	417
外 国 証 券	1,451	—	394
そ の 他	4,169	455	668
合 計	12,492	1,295	1,480

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(注) 上記のほか取得原価をもって貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が2009年度末は0百万円あり、2010年度末は該当がありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

7 その他

- (1) 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任あずさ監査法人の監査証明を受けています。

8 保険会社およびその子会社等の概況

該当事項はありません。

主な損害保険用語の解説（50音順）

力行

価格変動準備金

保険会社が「所有する株式・債券等の価格変動による損失」に備えるため、あらかじめ積み立てる積立金です。価格変動リスクを有する資産の一定割合について積み立てる準備金です。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

契約者配当金

積立型保険の積立保険料について、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金です。

契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等の場合の解除は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失うことをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ること、及び重要な事項について不実の事を申し出てはならないという義務をいいます。

サ行

再調達価額

保険の対象と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価（額）です。時価（額）を基準にして保険金を算出する保険が多いのですが、火災保険の価額協定保険や新価保険等においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべてあるいは一部分を別の保険会社に転嫁することです。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

時価（額）

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額です。

事業費

保険会社が事業を行う上の費用で、損害保険会計では「営業費及び一般管理費」、ならびに「諸手数料及び集金費」の合計を指します。

質権設定

債権者がその債権の担保として受け取ったものをその弁済があるまで留置して弁済がない場合にはそのものから優先的に弁済を受けられる権利を設定することです。保険契約に関しては、例えば住宅ローンの借入れにあたり、建物を保険の目的とする火災保険契約の保険金請求権に質権を設定するという方法等で用いられています。

指定紛争解決機関（そんぽADRセンター）

法令に基づいて国の指定を受けた紛争解決期間です。お客さまと保険会社との間に損害保険に関するトラブルが発生した際、お客さまからの苦情のお申し出内容について保険会社に対応を求める「苦情解決手続」と中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く「紛争解決手続」を実施します。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料及び受再保険料収入から再保険料、返れい金を控除し、さらに、積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。その分類としては、大きく次の4つがあります。

- ①普通責任準備金……決算期後に残っている保険契約の決算期後の保険金の支払いに備えて積み立てる準備金をいいます。
- ②異常危険準備金……大火や航空機の墜落等異常な大災害に備えて積み立てる準備金をいいます。
- ③払戻積立金……満期返れい金等の支払いに備えて積み立てる準備金をいいます。
- ④契約者配当準備金…契約者配当金の支払いに備えて積み立てる準備金をいいます。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のこと。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払い余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

地震保険料控除

納税者が地震保険を契約して保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除といいます。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

タ行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察され

ばある事象の発生する確率が一定値に近づくということです。これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険・一部保険

保険金額（ご契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価格に対する割合で保険金が支払われます。

通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更する等契約内容に変更が生じた場合に、保険会社に連絡していただく義務のことです。

積立勘定

特定の積立型保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用するしくみです。

積立保険

火災保険、傷害保険等の補償機能に加え、満期時に満期返れい金が支払われる長期の保険です。

ハ行

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補

損害が生じたとき、保険金額が保険をつけていた物（保険価額）の価額に不足している一部保険の場合に、保険金額

の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

分損

部分的損害のことで、全損以外の損害をいいます。

法律によって付保が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険等があります。

保険価額

損害が生じた地におけるその時の被保険利益を金銭に評価した額のことです。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多いです。

保険金

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわち、契約金額のことです。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返れい金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款^{やっかん}

保険契約の内容を定めたもの。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・

変更・排除する特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことです。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則。なお、保険料分割払契約等特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険等を含みます。

満期返れい金

積立型保険で契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払い込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われます。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

営業店舗のご案内

名 称	〒	所 在 地	電話番号
本店	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル	03-5216-6111
本店営業部	〃	〃	03-5216-6134
コールセンター〈自動車〉	〃	〃	0120-756-104
コールセンター〈積立〉	〃	〃	0120-394-756
セコム安心マイホーム保険 サポートセンター 〈火災〉	〃	〃	0120-756-602
メディコムコンタクトセンター 〈ガン保険〉	〃	〃	0120-756-286
札幌支店	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西2-41 セコム損保札幌ビル3 F	011-241-7066
青森営業所	030-0823	青森県青森市橋本1-9-22 住友生命青森ビル2 F	017-735-4030
盛岡支社	020-0822	岩手県盛岡市茶畑1-17-10 さんさビル2 F	019-623-0931
秋田営業所	010-0001	秋田県秋田市中通2-2-32 住友生命秋田ビル9 F	018-836-6833
仙台支店	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央2-9-16 朝日生命仙台中央ビル6 F	022-222-3939
山形支社	990-0834	山形県山形市清住町2-5-9 セコム山形ビル1 F	023-685-7837
郡山支社	963-8002	福島県郡山市駅前1-14-19 セコム郡山ビル2 F	024-923-3097
水戸支社	310-0062	茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル2 F	029-221-5828
宇都宮支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り3-1-17 大津屋ビル3 F	028-633-3254
桐生支社	376-0021	群馬県桐生市巴町2-1890-18 サンフィールド巴町ビル1 F	0277-43-6100
さいたま支店	330-0801	埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1 小島MNビル7 F	048-642-4103
千葉支店	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港14-2 セコム千葉ビル3 F	043-302-0821
立川支社	190-0012	東京都立川市曙町2-32-1 La鳳山ビル7 F	042-529-5891
山梨支社	400-0047	山梨県甲府市徳行3-12-25 セコム山梨ビル2 F	055-227-5641
横浜支店	220-0004	神奈川県横浜市西区北幸2-10-39 日総第5ビル5 F	045-412-5850
厚木支社	243-0003	神奈川県厚木市寿町2-1-6 近藤ビル2 F	046-223-8271
長野営業所	380-0936	長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル2 F	026-264-5383
新潟支店	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町1-10 セコム上信越本社ビル3 F	025-281-3645
富山営業所	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル5 F	076-431-9852
北陸支社	920-0869	石川県金沢市上堤町2-40 金江ビル3 F	076-264-0131
静岡支店	420-0859	静岡県静岡市葵区栄町3-9 朝日生命静岡ビル11 F	054-255-0308
浜松支社	430-0928	静岡県浜松市中区板屋町110-5 浜松第一生命日通ビル9 F	053-454-6848
名古屋支店	461-0018	愛知県名古屋市東区主税町2-9 セコム名古屋ビル1 F	052-961-2481
岡崎支社	444-0044	愛知県岡崎市康生通南3-3 マルワビル3 F	0564-22-5051
岐阜支社	500-8833	岐阜県岐阜市神田町1-8-5 協和興業ビル2 F	058-265-2328
三重支社	514-0033	三重県津市丸之内9-18 津丸の内ビル3 F	059-226-1636
京都支店	600-8217	京都府京都市下京区七条通烏丸西入東境町191 セコム損保京都ビル2 F	075-361-4381
大阪支店	541-0041	大阪府大阪市中央区北浜2-5-22 O R I X北浜ビル3 F	06-6202-7831
神戸支店	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通2-5-1 りそな神戸ビル2 F	078-327-7616
米子営業所	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-1 Y N T第10ビル3 F	0859-37-6460
岡山支社	700-0907	岡山県岡山市北区下石井1-1-3 日本生命岡山第二ビル5 F	086-224-7181
広島支店	730-0022	広島県広島市中区銀山町3-1 ひろしまハイビル21 7 F	082-244-2022
徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-8-2 中洲濱口ビル3 F	088-654-0131

名 称	〒	所 在 地	電話番号
高 松 支 社	760-0023	香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館 3 F	087-821-6641
松 山 支 社	790-0003	愛媛県松山市三番町4-9-5 松山センタービル 2 F	089-931-7384
高 知 営 業 所	780-0832	高知県高知市九反田4-26	088-885-3001
福 岡 支 店	812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-24 九勸呉服町ビル 7 F	092-271-6290
大 分 支 社	870-0046	大分県大分市荷揚町3-1 第百・みらい信金ビル 8 F	097-532-7751
佐 賀 支 社	840-0804	佐賀県佐賀市神野東2-2-1 フルカワビル 3 F	0952-30-7148
長 崎 営 業 所	850-0033	長崎県長崎市万才町3-13 第一森谷ビル 8 F	095-820-4088
熊 本 支 店	860-0806	熊本県熊本市花畑町12-28 日本生命熊本第二ビル 8 F	096-354-6661
宮 崎 営 業 所	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西4-3-32 菊池ビル 1 F	0985-32-2154
鹿 児 島 支 社	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル 4 F	099-223-2511
沖 縄 営 業 所	900-0033	沖縄県那覇市久米2-3-15 C O I 那覇ビル 2 F	098-862-2246

損害サービスセンターのご案内

名 称	〒	所 在 地	電話番号
損害サービス業務部			
事 故 受 付 セ ン タ ー	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル	0120-210-545
本店損害サービス部			
火災新種サービスグループ	〃	〃	03-5216-6137
自動車サービスグループ	〃	〃	03-5216-6138
集中サービスセンター	〃	〃	03-5216-6139
メディコム・ナースコールセンター (ガン保険・医療費用保険等)	〃	〃	03-5216-6166
札 幌 サ ー ビ ス セ ン タ ー	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西2-41 セコム損保札幌ビル 3 F	011-241-7066
仙 台 サ ー ビ ス セ ン タ ー	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央2-9-16 朝日生命仙台中央ビル 6 F	022-222-6123
水 戸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	310-0062	茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル 2 F	029-221-5837
桐 生 サ ー ビ ス セ ン タ ー	376-0021	群馬県桐生市巴町2-1890-18 サンフィールド巴町ビル 1 F	0277-43-6100
さいたまサービスセンター	330-0801	埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1 小島MNビル 7 F	048-642-3265
千 葉 サ ー ビ ス セ ン タ ー	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港14-2 セコム千葉ビル 3 F	043-302-0822
山 梨 サ ー ビ ス セ ン タ ー	400-0047	山梨県甲府市徳行3-12-25 セコム山梨ビル 2 F	055-227-5642
横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	220-0004	神奈川県横浜市西区北幸2-10-39 日総第5ビル 5 F	045-412-5870
新 潟 サ ー ビ ス セ ン タ ー	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町1-10 セコム上信越本社ビル 3 F	025-281-3646
北 陸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	920-0869	石川県金沢市上堤町2-40 金江ビル 3 F	076-264-0131
静 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	420-0859	静岡県静岡市葵区栄町3-9 朝日生命静岡ビル 11 F	054-273-3317
名 古 屋 サ ー ビ ス セ ン タ ー	461-0018	愛知県名古屋市東区主税町2-9 セコム名古屋ビル 1 F	052-961-2482
大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	541-0041	大阪府大阪市中央区北浜2-5-22 O R I X 北浜ビル 3 F	06-6202-7839
広 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	730-0022	広島県広島市中区銀山町3-1 ひろしまハイビル 21 7 F	082-244-2469
徳 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-8-2 中洲濱口ビル 3 F	088-654-0135
高 松 サ ー ビ ス セ ン タ ー	760-0023	香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館 3 F	087-821-6641
福 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-24 九勸呉服町ビル 7 F	092-271-6290
熊 本 サ ー ビ ス セ ン タ ー	860-0806	熊本県熊本市花畑町12-28 日本生命熊本第二ビル 8 F	096-354-6661

この冊子は、保険業法第111条に基づいて作成した資料です。

セコム損害保険の現状2011

2011年7月発行

セコム損害保険株式会社

総合企画部

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2

TEL 03 (5216) 6111 (代表)

信 頼 される 安 心 を、社 会 へ。



セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル
<http://www.secom-sonpo.co.jp/>